

6

石炭鑛業 互助會報

社団法人 筑豊石炭鑛業會

第三卷・第四號

昭和十三年四月二十日發行

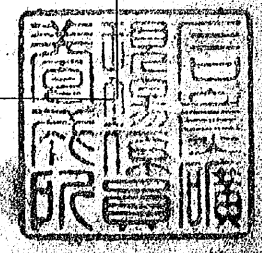
昭和十三年四月十七日印刷
昭和十三年四月二十日發行

目次

(卷頭言) (須らく背後を衝くべし)	鳴瀬	(一)
産業の推進力と石炭鑛業	堀義臣	(二)
鑛業報國運動報告書	福岡鑛山監督局	(三)
若松港浚渫問題に就て	才津原積	(五)
本會記事		(九)
重役會並に理事會		(三)
第一回事務打合部會概要		(四)
參考資料		(三)
坑内衛生及負傷者救護に就て(下)		(三)
國防の第一線石炭液化		(六)
鐵鋼統制石炭山協議會		(三)
石炭船運賃		(三)
時之言葉註解		(四)
雜錄		(四)
運賃備船料抑制率發表其他		(四)
業報		(四)
石炭の國家統制其他		(五)
石炭鑛業權設定	(福岡鑛山監督局管内)	(五)
互助會文藝		(六)
炭界日誌		(六)

四月號

石炭鑛業互助會發行



京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

附錄

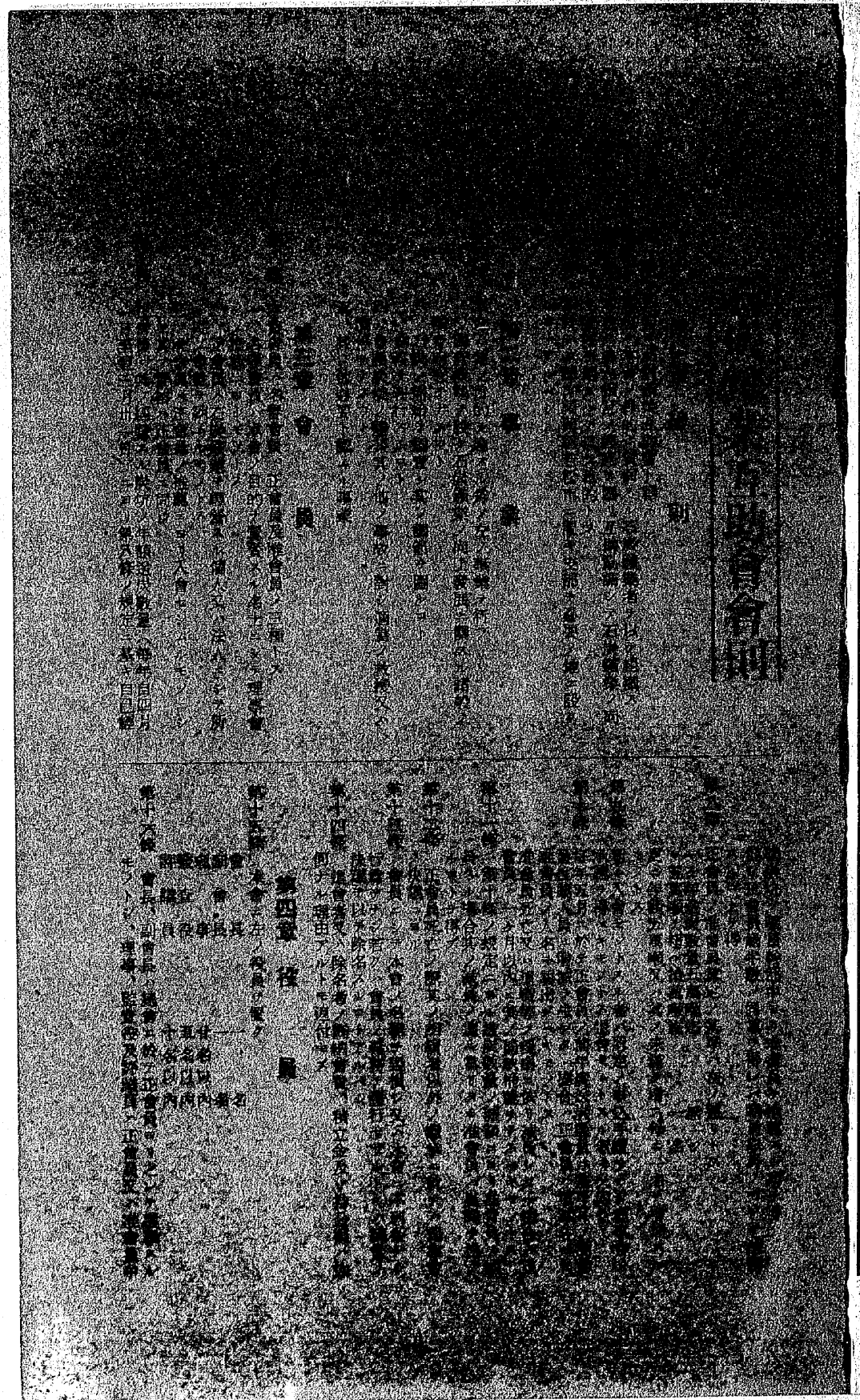
袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入
插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓
(送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村
北松南礦業會發行
振替福岡三四二二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良好心と鏗骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。



京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

附錄

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料 十錢)

村々佐郡浦松北縣崎長
行發會業鑛部南松北
番五二二四三岡福替振

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に溫蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鑠骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢て坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

石炭鑛業互助會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事 業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會 員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモトス
二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
第七條 正會員、其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經

第四章 役 員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名
二、副會長 一名
三、理事 五名以內
四、監事 十名以內
五、評議員 十名以內
第十六條 會長、副會長、總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監事、評議員ハ正會員又ハ准會員中

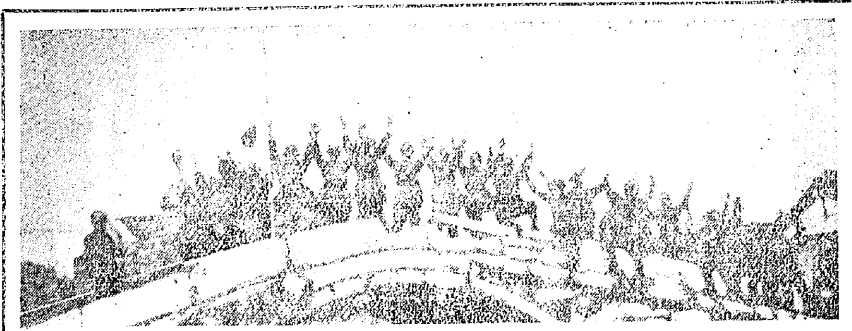
第八條 營業坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得、但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得

第九條 正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
一、送炭數量五萬噸迄 無シ
二、送炭數量五萬噸超ヘ拾萬噸迄 一名
三、送炭數量拾萬噸超ヘ其ノ未滿ヲ増ス毎二一名ヲ増加スルモノトス

第十條 新ニ入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲシテ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ
第十一條 每年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタ場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ提出シベキモノトス

第十二條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以內ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
第十三條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ベルコトヲ得ズ

第十四條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
第十五條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ



須らく背後を衝くべし

今次の支那事變は、七月七日の蘆溝橋事件以來、昨年末首都南京陥落前後の約半歳に亘り、暴戻支那野蠻の聖戰は最も華々しく、従つて我が國民精神は最高調に達したるも、爾來長期戦に入るや、動もすれば、國民精神は遲緩せむとする状態にある。由來熱し易く冷め易きは我が國民の一大欠陥にして、最も戒むべきである。

昔、昔に於て燕の繁華は、僅々六箇月にして齊の七十城を下したが、僅かに呂と即墨との二城だけが下らなかつた。而してこの二城が、やがては燕の大捷を水泡に歸せしむる禍因となつた歴史的事實を想起する時、何故に遅延せしむるか、何故に右顧左眈するか、知らずして行はざるは愚、知りて行はざるは怯なりと謂ふべし。

凡そ戦争の目的は地を略し、城塞を陥れ、敵を驅逐するばかりではない、敵の急所を衝き、速かに敵の死命を制し、以て我が最終の目的を達成すべきである。

蘇政權が南方に退ひつめられながら、今もなほ長期抗戦を続け、最後の勝利は吾に有りと言語する所以は、其の背後に大いに頼るところあるが故である。彼等は、その傳統的な外交政策たる遠交近攻策を以て、英蘇と結び、飽くまで長期抗日戦を続けむとするは火を見るよりも明である。須らく遲延せしむるところなく、速かに其の背後を衝き、亞細亞より蘇聯の勢力を驅逐し、英國より印度を獨立せしめて、茲に日本を盟主とする亞細亞聯盟を結成し、敢然として大亞細亞主義を世界に宣言すべきである。

(鳴濤)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ執行ス
監督役員ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
監査役員ハ會長ノ諮問ニ應ズルモノトス
第十八條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス
但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
會長 副會長 監査役員 評議員
理事 監査役員及評議員ハ二年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ヲ満了スル場合ハ次ノ定時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
補缺者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トシ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサルコトヲ得
第二十條 會長ハ必要アリト認ムルコトヲ得
評議員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
第二十一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ得入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得

第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十六條 本會ノ豫算、理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

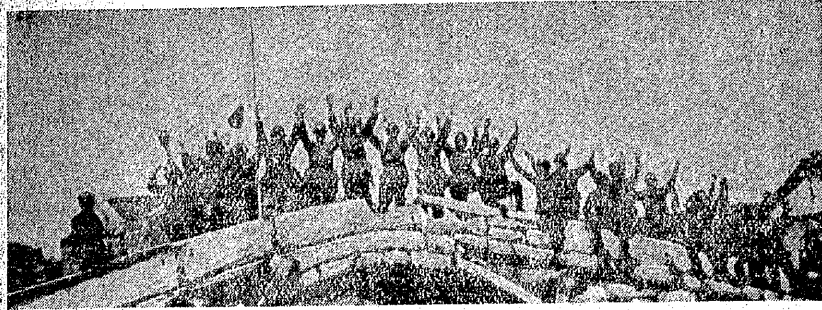
第六章 會 議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スルコトヲ得
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
定時總會
臨時總會
評議員會
理事會
委員會

第二十九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲシシ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ナル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ナル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ召集ス
會長ハ監査役員ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトヲ得
監査役員ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合ハ理事會同様に決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集シ委員會委員相互ニ申合ヒヨリ之レヲ閉ジモノトス
第三十條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的ヲ示シ少クハ總會開會五日前ニ通知スルベシ
第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得

附 則

第三十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第三十三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第三十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適當處理スルモノトス
第三十五條 本則ハ昭和十二年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以テ即時實施スルモノナリ



—◁ 言 頭 卷 ▷—

須らく背後を衝くべし

今次の支那事變は、七月七日の蘆溝橋事件以來、昨年末首都南京陥落前後の約半歳に亘り、暴戾支那膺懲の聖戰は最も華々しく、従つて我が國民精神は最高調に達したるも、爾來長期戦に入るや、動もすれば、國民精神は遲緩せむとする状態にある。由來熱し易く冷め易きは我が國民の一大欠陥にして、最も戒むべきである。

昔支那に於て燕の樂毅は、僅々六箇月にして齊の七十城を下したが、僅かに莒と即墨との二城だけが下らなかつた。而してこの二城が、やがては燕の大捷を水泡に歸せしむる禍因となつた歴史的事實を想起する時、何故に逡巡低徊するか、何故に右顧左眄するか、知らずして行はざるは愚、知りて行はざるは怯なりと謂ふべし。

凡そ戦争の目的は地を略し、城塞を陥れ、敵を驅逐するばかりではない、敵の急所を衝き、速かに敵の死命を制し、以て我が最終の目的を達成すべきである。

蔣政権が南方に追ひつめられながら、今もなほ長期抗戦を続け、最後の勝利は吾に有りと豪語する所以は、其の背後に大いに頼るところあるが故である。彼等は、その傳統的な外交政策たる遠交近攻策を以て、英蘇と結び、飽くまで長期抗日戦を続けむとするは火を見るよりも明である。須らく遲疑逡巡するところなく、速かに其の背後を衝き、亞細亞より蘇聯の勢力を驅逐し、英國より印度を獨立せしめて、茲に日本を盟主とする亞細亞聯盟を結成し、敢然として大亞細亞主義を世界に宣言すべきである。

(鳴濤)

産業の推進力と石炭鑛業

福岡鑛山監督局長 堀 義 臣



文明は人を機械にするといふ言葉がある。一體文明とはどういふことを意味するかは難かしい問題だと思ふが、普通に、文明國とか文明が進んだとかいふ場合の「文明」とは、極めて卑近な意味に於ては、人間と機械との關係が密接になつて來たことを示して居るとも言へるだらう。即ち「文明の進まぬ」時代に於ては人間が人力に頼つて居た仕事を、機械と共同して行ふ様になつたことを謂ふ。更に言を換へれば、人間が機械と同列に置かれ、或は又人間が機械に驅使されて居ることをも意味すると思ふ。

人間には精神刀がある。然るに人間が單に機械と同一視される様になればこの精神力は無視される傾きがある。機械萬能主義は吾々の日常生活各種産業その他凡ゆる社會生活に於て「人間」の價値を貶からず低落させた様に見える。萬物の靈長とか言つて威張つて居た人間も動物園の猿や狐と大差ないことになる譯で甚だ申譯ない次第だ。だが幸にも事實

はさうでない。人間たるものさう悲觀するには及ばない。

二

日本の軍隊の日清、日露兩戰役に於ける勇猛さにはこれまで日本人を馬鹿にして居た外國人が舌を捲いて驚いた。しかし近年に於ける各種兵器の進歩、例へば飛行機の發達、戰車の出現、潜水艦の進歩は各國の軍備を非常に優秀なものとした。然し財源に制限のある我國に於ては軍事當局が血肉を絞つての努力をしてもこれに對抗するだけの裝備を完ふするとは中々困難であつた、單に裝備の優秀性のみを以て戰爭の勝敗を談ぜんとする者から見れば、日本の軍隊が果して往年の如き覇業を遂げ得るかどうかは大なる疑問でなければならなかつた。其處に勃發したのが支那事變だ、時としては支那軍隊にさへも劣る様な裝備を以て戦はねばならなかつた我が皇軍の苦心は察するに餘りがある、而もその結果はどうだ。我に何十倍する敵軍を蹴散らし北支に江南に赫々たる戰果を収めてゐるではないか。精銳を誇る蘇聯飛行機も、チェッコ機關銃も我軍の前には何等施す術もなかつた。戰爭の勝敗を決するものは決して裝備ではなかつた。この裝備に活力を吹込む精神力なのだ。三千年の光輝ある歴史に育まれた日本魂がその本來の燦然たる輝きを發揮したのだ。

三

機械文明の最頂點にある國といへば先づ米國だらう。その米國のシカゴに世界一の屠殺場があつて其處では一方の入口から牛を追ひ込むと他方の出口から牛肉の罐詰が轉り出るといふ話を聞いてゐた。その途中の過程では、ヤンキイがパイプでも衝へながら、牛が徐ろに罐に入つて罐詰に化けるのを眺めてゐる位に考へられる。しかし私は昨年その工場を視察して驚いた。成程入口では牛、出口では罐詰に間違ひないが、その途中では何千人の職工が汗だくになつて働いてゐる、そして牛肉罐詰製作過程の大部分は人間の熟練が必要とされてゐるのだ。牛の足に鎖を結ぶ者、腹を裁ち割く者、臟腑を取り出す者といふ様に、皆が神技ともいふべき熟練さと感嘆するに値する熱心さを以て、その分擔する作業に傍目もふ

らずに従事することに依つてあの大工場が運轉せられてゐるのを見て、私は人間の尊さを泌々と感じたのであつた。

私は、産業界に於て、人間の尊さが決して減じて居らず、否、益々大きくなつて居ることは、この例でも判ると思ふ。石炭業でも同じことだ。近年石炭業の機械化が著々行はれて各種の機械が、坑内、坑外に於て用ひられて居る。しかし石炭業はその性質上、人間の働きに頼らねばならぬ部分が最も多いのである。而も私が此處に「人間」といふのは人間の肉體のみを指すのではない。精神力と肉體力とを兼ね備へた人間をいふのである。人間の肉體力は勿論各人に依つて多少の差異がある、同時に又鍛練に依つて或る程度迄これを發達させることも可能であらう。しかし大局的に見れば五尺の肉體の力にはそんなに著しい違いがあらうとは思はれぬ。人毎に違ふのは精神力だ。而もこの精神力こそは各人の努力に依つて著るしく強化することが出来るのである。同じ作業に當つて居ても、或る人は能率が上り澤山の仕事が出来ゐるのに或る人は事故ばかり起して一向成績が擧がらぬといふのは畢竟するところ精神力の緊張が足りないからだ。

五

最近各種工業就中軍需工業の殷盛に伴つてその原動力たるべき石炭の需要は増して來た。而も労働者の不足、各種材料の拂底の爲所要の石炭を掘り出すには相當の困難が加はつて居る。といつて石炭を出さずに置く譯には行かないのである。我々は鑛業報國運動を起し、石炭業に關係ある事業主、労働者に呼び掛けてその奮起を促し、銃後の産業人としてこの時局の打開に資せられんことを要望して居るのであるが、その趣旨は吾々が人間として持つて居る精神力を此際十二分に發揚することを要求するに他ならぬのである。事業主も、労働者も、お互が人間であることを、立派な精神力を有つ日本人であることを、常に想ひ出して貰ひたいものだ。さうすれば、勞資の協調、能率の増進、待遇の改善、事業經營の合理化など期して俟つべきものがあらうと思ふ。世の吾には今でも人間を機械と同一視しようとする者があるのには閉口する。

労働者の数が二割足らぬなら二割、一割足らぬなら一割、労働時間を延長すれば萬事解決すると考へる人があるのだ。數の計算の様に工合良く片付くものなら天下は太平だらう。だが非常時の今日、こんな囁ふべき謬見は早く改めて貰ひたいものだ。

鑛業報國運動報告書

福岡鑛山監督局

第一、事變下に具現された勞資協調の成果

支那事變の勃發はわが鑛業界をしてその生産活動を阻害すべき幾多の困難に直面させたが、他面國防上の要求最も緊切なる重工業、化學工業の生産力は益々増強さるべき運命にあるが、しかしこれが根基をなすものは石炭の供給量である、茲に上述の困難に逢着しつゝも増産に一意邁進すべき要求に驅られてゐる譯である、就中全國石炭産出高の七割一分（昭和十一年）を占める諸炭田を管轄する福岡鑛山監督局が右増産運動のリーダーシップを執るに至つたことも充分肯出来やう、即ちかゝる業界の直面せる難局に際し、鑛業報國精神を昂揚し、勤勞精神を作興し、生産管理の改善及び作業技術の向上を圖り併せて健全なる勞働力の維持培養を策し、以て時艱を克服せんとする目的の下に同監督局では昨年十二月五日を期して鑛業報國運動を提唱し、管内全石炭山の事業主及び従業員に對し勞資打つて一丸となつて鑛業報國に邁進せんことを要望したのである、この全國に魁て提唱せられた鑛業報國運動は緊迫せる内外の情勢の下に於て絶大の反響を喚起

し、管内石炭山の事業主及び従業員の全幅的賛同と獻身的努力により豫想を裏切らざる劃期的成果を収めつゝ、あることはその中間報告に徴して瞭然たるものがある。

然しながら同運動はその性質上十全の成果を収めるためには相當長期に亘り、実施せらるゝもので今後監督局が特に留意するところは同運動が獨り鑛夫の犠牲に於てのみなされるゝことなく、事業主に對しても同運動を機會として勞働條件の改善、福利施設の整備等健全なる勞働力の維持培養を計らしめると共に作業を技術的に再檢討し、企業自體の徹底的建直しを企圖してゐる點にあり、これは又本運動の著しい特色でもある、今主要炭山六十につき調査したところにより鑛業報國運動實施情況乃至その成果の一端を檢討して見やう。

第二、鑛業報國運動の目的達成のため實施した行事の種類及びその實施概況

福岡鑛山監督局の豫め指示した方針に基きその實施方法に就ては各炭山により多少その趣を異にしてゐる。

一、宣傳

鑛業報國運動の精神を昂揚し趣旨を徹底普及せしめ、之が實踐躬行を強調せんがため全炭山を通じて實施せられたる宣傳方法左の如し。

イ、『パンフレット』『リーフレット』『ビラ』の配付及び『ポスター』の掲示

ロ、三大スローガンの文字を配した報國塔、アーチ、立看板等の設置又は大旗幟の掲揚

ハ、其他電飾燈の建設、標語の掲示、腕章、バッヂ、タオル(鑛業報國の文字及び日の丸の染抜きあるもの)其他の給與

二、従業員大會

各炭山別に盛大に開催し、統後産業人の責務として鑛業報國運動の目的貫徹に邁進せんことを宣言決議し、併せて皇軍

將兵に對し感謝決議をなした。

三、各種團體の活動

坑長各係員及び一般従業員は勿論各自治、保安會、青少年團、婦人會等益々團結を固め目的達成に努めた。

四、『ラヂオ放送』並に坑長の訓示

五、安全祈願及び武運長久祈願

六、強調週間

週間中の主要なるものを擧ぐれば

イ、講演會の開催、映畫、事變ニュースの實寫

ロ、表彰式

第三、鑛夫の勤怠、移動、出炭及び災害に及ぼした影響

本運動により調査炭山六〇の中坑内夫の稼働率上昇せるもの四一、反つて低下せるもの八、變化なきもの二、不詳のもの九にして全般的には良好の傾向を辿つてゐる、更に移動率の減少したるもの三一、變化なきもの四、増大したるもの一一不詳のもの一四で調査炭山の五十一パーセントは減少を示してゐる、次に出炭量に及ぼした影響を檢討するに昭和十二年十一月の二百十二萬一千二百九十八噸が十二月には二百二十三萬八千三百五十三噸に増加し、在籍人員の一人當出炭量よりするも一八、一噸より一八、七噸に増加せるに徴しても能率の向上を知りうる。

最後に災害に及ぼせる影響を見るに管内全炭山の災害率が最も高かるべき十二月に於て特に低下せることは鑛業報國運動實施の所産たることを物語つて餘りある、即ち十月二八パーセント十一月二五パーセント十二月二三、九パーセントの

數字を示してゐる。

第四、鑛業報國運動を通じ生産管理其他の改善に關し執りたる處置又は今後執らんとする措置の概要

一、生産管理の改善

一般職員の素質向上のため整理交代を行ひ事務處理の刷新を斷行せるもの、作業の機械化、機械器具の整備、運搬系統の能率増進、或ひは就業時間の短縮及び交替制度の變更等労働組織の編成替による能率の増進を計る等注目すべきものがある。

二、労働條件の改善

鑛業報國運動を通じ直接賃銀の値上げをなしたものの十四炭山あり、方數賞與(五炭山)精勤賞與(三炭山)出炭賞與(九炭山)入坑賞與(七炭山)函數賞與(四炭山)有付賞與(六炭山)等直接値上げによらず賞與制度の創設又は擴充により側面的に收得の増加を圖つたものもある。

三、福利施設の改善

- イ、従業員住宅及び直轄合宿所の改造又は新築をなしたもの
- ロ、浴場の増設又は淨化装置を新設したもの
- ハ、診断所の開設、醫局の擴大又は醫師の増員をなし炭礦に於ける保健衛生施設の擴充を圖つたもの
- ニ、鑛夫俱樂部、體育又は娯樂等文化施設を新設又は擴張したもの
- ホ、従業員に日用必需品を安價に提供し生活費の低下を圖るため配給所の新設又は擴張をなしたもの

へ、防火設備の強化

等々數へ舉ぐれば種々様々である、其他本運動の趣旨目的に鑑み短時日の内に所期の効果を具現することの困難なる點よりして寧ろ今後に於て更に一層の成果を期すべく各炭山に於て生産管理、労働條件及び福利施設の改善に進まんとすものも多く、今日のこの中間報告以上のものが將來に於て結實するものと期待されてゐる。

若松港浚渫問題に就て

才津原積

若松港は従來若松築港會社によりて維持經營され、入港船舶より港錢を徴收してその收益を以て、石炭棧橋地先其他を浚渫してゐたが、築港會社は昨年度を以てその權利を喪失し、本年度即ち去る四月一日より内務省直屬となり維持經營は縣營に移管されることになつた。従つて浚渫費の如きは當然縣費を以て負擔すべきである。

然るに内務省に於ては、内務省直屬となる以上は、從來の港錢徴收は絶体に撤廢すべしと嚴命したるを以て、縣當局は收入無きを理由として、浚渫費は受益者即ち荷主たる石炭業者及び船舶業者が負擔すべきであると言ひ出したので、茲に本問題は縣當局對業者間に於て、屢々折衝交渉せられたるも未だ解決せざるが、その交渉經過は左の如くである。

この問題は本年一月若松石炭商組合より柳川組合長、深田理事、中平評議員等が上京したる際に内務省港灣課長は、港錢徴收撤廢に伴ふ港内浚渫費は、當然縣費負擔たる旨言明したるを以て、業者間に於ては本問題は解決したものと思維したるも、縣に於ては浚渫費を豫算にも計上せず受益者に負擔せしめる方針のようであつた。

荷主代表河港課長と會見

茲に於て荷主代表深田(炭商組合)、原田(筑豊鑛業會)、四方田(昭和石炭)、鍋島(互助會)の四氏が去る三月十日出縣し、土木部長不在のため河港課長と見し。

在來の若松築港會社は本年度を以てその權利を失ふこととなり、その結果各石炭棧橋地先の浚渫は、表面上之れを内務省に移管せられることとなるも、手續其他實行上圓滑を欠ぐ惧あるを以て、吾々組合に右浚渫方御許可相成ると同時にその經費資源として、從來の港錢徵收權をも併せて許可されたし。

尙ほ右港錢徵收に關しては、經費資源として必要なるは勿論なるも、他に之れに附隨して若松港積出石炭統計上必要にして、從來はこの統計が迅速且つ正確に近き統計を得たるも、今後これが撤回さるゝ事となれば之に代るべき機關なく統計作成上正確を期し難き状態なれば、國策上の見地よりも不便尠からざるものと思惟せらる。と力説したるに對して、河港課長より左の如き答辯があつた。

港錢徵收許可の件は内務省所管港たるに鑑み一組合に之を許可する事は、本省に於ても恐らく之が許可には難色あるべく當方としても本件は不可能に屬するものと思ふ、又浚渫は内務省にて實際行ふ部分は戸畑寄りの方にて、若松側は或は本省にては當縣にて行へと云ふかも知れぬが、當方としても其の經費の出所なき故實行は不可能にて、費組合等より右經費の寄附を俟つ以外致方なしと思ふ。との答へなりしを以て、其後數回炭商組合に於て會合して善後策を講ずることとした。

荷主船主聯合協議會開催

茲に於て三月三十日若松商工會議所會議室に於て荷主船主聯合協議會を開き、炭商組合より深田、村上、山田の三氏、

柳木(鑛業會)、横山(昭和石炭)、才津原(互助會)及び石炭荷主側代表、汽船側代表、帆船側代表、海員組合港灣研究會代表等三十餘名出席。種々意見の交換をなし慎重審議の結果、荷主側、汽船側、帆船側より各四名計十二名の委員を選任し之に鑛業會、昭和石炭、互助會が加はり純理に則り縣當局に交渉することに決定し、左記の諸氏が委員に選任さる。

荷主側 渡邊(三井)、松本(三菱)、松原(山下鑛業)、中平(中平商店)

汽船側 丸山(近海郵船)、吉田(山下汽船)、今富(大同海運)、土田(海員組合)

帆船側 兒島、佐藤、小幡(以上帆船互親會)、關(若帆)

而して前記各委員は本月五日炭商組合に於て第一回委員會を開き、十一日出縣土木部長に會見することに決定した。

交渉委員土木部長と會見す

斯くて前記十二名の委員及び深田(炭商組合)、柳木(鑛業會)、横山(昭和石炭)、才津原(互助會)の一行は十一日出縣し土木部長と會見し、約一時間に亘つて意見の交換をしたが、土木部長の見解は河港課長と大同小異にして左記の如くである。

自分は着任早々で前任者の時代のことは何も知らないが、若松港が縣營に移管された以上縣で浚渫せねばならんと思ふが、何分港錢又は之に類するもの徴收は不可能で収入が無いのであるから縣としては非常に困つてゐる。それに豫算もなく又都市計畫にしても産業道路の開設にしても受益者の寄附でやつてゐるような状態である。

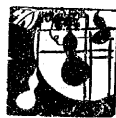
殊に本縣としては北部に莫大な縣費を支出してゐる關係上南部縣民の不満もあるので港内の浚渫費十二三万圓は、荷主船主等の受益者側で負擔して頂くよう今度は縣の方から諸君に陳情したいと思つてゐるが、いつまでも押問答してゐたのでは解決がつかないから、至急自分の手許で案を作成して其上でこの問題は解決したいと思つてゐる。

大体に於て右の如くであるが、この問題は縣としても若松市としても實に重大問題にして、少くとも昨年度中に於て縣當

局は固より縣會又は參事會あたりで論議さるべき筈であるにも拘らず、未だ一度も問題にならなかつたことである。又若松市當局並に市選出の縣會議員、市會議員等が本問題に對し無關心にして、吾々の運動に刺戟され狼狽して出縣した模様であるが、斯る重大問題は須らく事前に於て充分考究すべきであらう。

次に縣當局は直接に收入無きを理由としてゐるが、北九州に於ける重工業並に筑豊地方に於ける石炭鑛業等より直接間接の収入は實に莫大にして、我が福岡縣が東京、大阪、京都の三府を除けば、愛知、兵庫と共に西日本第一の雄縣であり産業縣たる所以である。

年間十二三万圓の浚渫費は若松市や業者にとつては大金であるが、三千萬圓に近い縣豫算額に比すれば實に些細なものである。豫算に計上してなければ、斯の如き國策遂行上必要なる經費は遠慮なく追加豫算に計上すべきである。又北九州に縣費を多く支出してゐることなれども縣稅收入より見れば、北部と南部では天淵の差あり殆んど比較にならない。須らく縣當局者は右顧左眄するところなく、内務省の指示する如く、若松港浚渫費は縣費を以て全額負擔すべきである。



本會記事

重役會並に理事會

三月廿九日午後一時より本社會議室に於て會社緊急理事會開會。武内專務、山本、木曾、西本、和才各理事出席左記議案を審議す。

議案

一、昭和十三年度省納炭契約に關する件

× ×

四月十六日午後二時より本社會議室に於て會社重役會並に理事會及互助會理事會開會。野上社長、武内專務、久恒、山本、中島、三崎、田籠各重役、藤井、西本、山形、和才有吉各理事出席左記議案を審議す。

議案

一、上京委員經過報告ノ件

二、昭和十二年度互助會決算ノ件

三、昭和十二年度下期互助會石炭會社決算ノ件

四、昭和十三年度互助會豫算ノ件

五、昭和十三年度互助會石炭會社豫算ノ件

六、其他重要事項

第一回事務打合部會概要

○今回打合せ事項

第一、貨車問題ニ關スル件

- (1) 毎月ノ送炭豫想届出ノ件
- (2) 門鐵局及驛長ニ對スル事情ノ請願ニ關スル件
- (3) 貨車宛先ノ變更振替ノ件
- (4) 貯炭送炭ノ現況報告ニ關スル件
- (5) 増配車請願ノ件
- (6) 其他諸事項ニ就キ

第二、業務關係事項

- (1) 會社ノ使命ニ就キ
- (2) 市況ニ就キ
- (3) 當社業務事務整理ニ就キ
- (4) 會社トノ連絡ニ就キ

○今回携帯書類

- 一、來月ノ出炭豫想數量
- 一、本月十日現在貯炭數量
- 一、三月中ノ標準査定及補充馳數表（門鐵局ヨリ配布サレタルモノ）
- 一、其他鐵道ヘノ希望請願事項打合せノコト

○會社側出席者 安西、須藤

○議事概要

前記ノ事項打合せニ先立チテ會社側安西社員ヨリ本事務打合せ部會ナルモノノ結成ノ必要性並ニ地方別ニ分類セシ次第ニ就キ詳細説明ヲナシ協議ニ入り各部會ヨリ左記ノ通り種々ノ申出及打合せアリタリ

安西社員ヨリ説明並ニ部會ヨリノ申出及打合せ概要左ノ如シ

安西社員ノ説明概要

地方部會開催ノ必要ナコトハ既ニ御手許ニ配布シタ書類ニ依ツテ明瞭ナレバ省略致シマス

今日ノ社會情勢ト吾々中小炭坑ノ現狀ヲ併セテ検討スレバ現下非常時ニ直面シテ國家總動員法案電力統制法案等々統制經濟主義ヲ進ミツ、アリ、燃料國策ノ立場カラ石炭礦業モ今議會テ屢々問題ニナツテ居ル様ニ漸次統制ヲ強化サレツ、アル情勢デアリマス

今回ノ議題ニアル貨車問題ニシテモ大手筋ノ大炭坑ヨリモ互助會系ノ中小炭坑ハ動モスレバ配車ノ工合ガ悪イノテ吾々ハ屢々門鐵局ニ交渉シタガ門鐵側ノ言分トシテハ中小炭坑ノ請求ニハ掛引ガ多イガ大炭坑ハ正確ガカラ勢ヒ大炭坑ニ配車スル様ニナルトノ事デアシタ。之モ一理アルノデ今後ハオ互ヒノ連絡ヲ密接ニシテ正確ナ出炭貯炭其他ノ數量ヲ報告シテ頂キ、個々ノ力テハ弱イノテ互助會所屬六十餘坑打ツテ一丸トナリ團結ノ力ヲ以テ善處シタイト思ヒマス。

次ニ今回ノ打合事項ヲ順次御説明申上テ其後テ皆様ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

第一、貨車問題ニ關スル件

此ノ問題ハ今後相當慎重ニ對策ヲ講ズル必要ガアル、國家總動

員法實施ノ曉ニハ中小炭坑ハ配車其他テ犧牲ヲ忍バネバラノ様ナ事態ガ發生スルヤモ計リ難キ狀態ナレバ互助會ハ一層團結ヲ強化シテ對外的ニ交渉シタイト思ヒマス。又門鐵側デモ之レ迄ノ様ニ一々各炭坑ノ言分ヲ聞イテル暇ハナイト言明シテ居マス。

(1) 毎月ノ送炭豫想届出ノ件

送炭豫想ハ今迄ノ様ナ杜撰ナモノヲ掛引ノアルモノデナク實際ニ則シタ正確ナモノヲ出シテ貰ヒタイ、互助會査定ノ案ハ會員同志デ公平ニ協議作成シテ門鐵ニ提出スレバ濟ム様ニシタイト思フ

今後ハ此ノ席上テ直チニ來月ノ査定希望數量ヲ持寄り審議シタイト思ヒマス。

(2) 門鐵局並ニ驛長ニ對スル事情ノ請願ニ關スル件

此ノ件ニ就テハ先程申上ゲタ通り今後ハ一層門鐵當局ナリ、驛長ナリト特ニ協調シテ出來ルガケ多ク炭坑側ノ希望ヲ徹底サシテ貰ヒタイ、兎角鐵進當局ノ方々ハ互助會ノ炭坑ニ對スル認識ガ少ナイノダカラ之ヲ徹底サセル爲ニハ相當ノ努力ガ必要ト思ヒマス。ソレデモ尙受ケ入レテ貰ヘナイ時ハ互助會ノ方ヘ届ケ

テ實ニ共同シテ交渉ニ當ルコトニシマセウ、今迄何度請願シテモ聞キ入レテ呉レヌカラ「モウクダビレタ」ト云フ事ヲ應々聞クガ之ハ個人ノ力ガ如何ニ弱イカト云フ事ヲ如實ニ示スモノデ今後ハ互助會ヲ統制シテ請願シタ事ハ必ス通スト云フ事ニシナケレバナラヌカラ更メテ今一層奮起シテ貰ヒタイ。

(3) 貨車宛先ノ變更振替ノ件

此ノ件ニ就テモ未ダ何處デモ實行シテ貰ヘヌソウデスガ局ニ於テハ最早許可ヲ下シテ居リ各驛長ニハ直チニ實行スル様通知ガシテアルノダカラドシタ々々利用サレル様ニ互助會モ今後ハ此ノ件ニ就テ材料ヲ各坑カラ戴キ何處迄モ力強ク斡旋シ實現ニ向ツテ猛進スル考ヘテアル。

(4) 貯炭送炭ノ現況報告ニ關スル件

此ノ貯炭送炭ノ御報告ハ鐵道當局ニ對スル交渉ノ資料トナルモノナレバ必ズ明細ニ記入シ一々互助會ノ方ヘ提出スル様ニ、又前申上ゲタ通り互助會ノ信用ニ掛カル問題ナレバ正確ニ掛引ナシノ實際ノモノヲ報告スル様重ネテ特ニ御願ヒ致シマス。

(5) 其ノ他ノ諸事項ニ就キ

之レニ就テハ今迄申述ベタ事ノ中ニ含マレテ居ル事ガカラ略シマス

市況ガ如何ナル條件ノ下ニ如何ナル方向ニ現在推移シツツアルカト云フ事ヲ申上ゲテ皆様ノ日常御働キニナル上ノ決心ナリ、氣構ヒノ一端トシタイト存ジマス

サテ一應高所カラ考ヘテ見ルニ來年度ノ需給關係ハ如何ニナツテ居ルカ、更メテ今更申上ゲル迄モナク吾々石炭礦業ニ從事シ之ニヨツテ生活シテ居ル者ニトツテハ今後相當考ヘナホサナケレバナラヌコトト思ヒマス。此ノ非常時局ヲ乗り切ル爲ニハ如何ナル萬難ヲ排シテモ國民ノ一員デアル各自ハ必要ナル需要ニ應ジテ國家ヲシテ泰山ノ安キニ置キ、始メテ石炭礦業ニ從事スル者ノ義務ヲ完全ニ果シ得ルノデス。

然シ必要ナル需要ヲ充スニハ出炭ニモ或程度ノ無理ハ已ムチ得ヌ事トナリ從ツテ生産「コスト」モ現在以上ニ嵩ム事ハ明カナ事デスカラ中小石炭礦業ニトツテ如何ナル結果ヲ招來スルカ、其爲ニ目下上京中ノ幹部ノ方々ガ如何ニ困難ナル立場ニ置カレ乍ラ吾々中小石炭礦業ノ爲尊然ト立ツテ惡戰苦闘ササレテ居ラレルカ、又如斯諸般ノコトガ今迄ノ様ニ容易ニ成シ遂ゲ得ラレナクナツタノデスカラ吾々従業員トシテモ幹部ノ意アル所ヲ十分ニ酌ミ今後緊縮一番、日常ノ已ガ仕事ノ中ニ現在ノ石炭礦業ハ非常時局下ニ重大ナル役割ヲ以テ居ルト云フ觀念ヲ折リ

第二、業務關係事項ニ就テ

(1) 會社ノ使命並ニ會社トノ連絡ノ件ニ就キ

會社ノ使命ニ就テハ先ニ申述ベタ通りテ大体御承知ノ事ト存ジ略シマシテ唯會社ガ其ノ使命ヲ達スル事ガ出來ルカ否カハ皆會員ノ皆様ノ御後援ノ致ス所デアルカラ今後ハ何事ニ就テモ充分會社ノ方ト連絡シテ大イニ督勵願ヒ、會社側ガ充分働キ得ル様御願ヒ致シマス。

(2) 當社ノ業務事務整理ニ就キ

之ハ先ニモ申述ベタ事ニヨリ今後ハ數的(事務的)ナ事ガ如何ニ對外的交渉ニ當ツテ力ガアルカト云フ事ガ御解リニナツタコト、思フ、會社ヨリ皆様ニ要求シ御提出ヲ御願ヒスルモノハ皆會社ノ事務整理ノ必要カラ出タモノデアリ、又統制上重要ヲ役割ヲ持ツモノナレバ今後ハ正確ナモノヲ出來ルガケ速カニ御提出願ヒ會社ノ方ノ整理ヲ助ケ對外的交渉ニ際シテ力アル資料トシタイノデアリマス。

(3) 市況ニ就キ

此ノ市況ニ就テハ目下幹部ノ方々ガ上京中ノ爲今日具體的コトヲ申上ゲラレヌ事情ニアリマスカラ後日ニ讓ルコトニシテ唯

ンテ何事ニヨラズ力強ク各自ソレソレノ任務ヲ遂行シタイト思フ次第デス

甚ダ潜越コトヲ申述ベマシタガ私ノ意ノアル所ヲ御了察ノ上今後共宜敷ク御引廻シ下サル様御願ヒシテ置キマス。

各部會出席者及申出並ニ打合せ事項左ノ通り

○田川部會 三月十四日(月)後藤寺町早麻崎

藏氏方

眞岡炭坑	江副、南、津城	豐州炭坑	上田、大串
平床	運炭係員	位登	立石
上添田	缺 席	田中新庄	田 中
糸 飛	運炭係員	新平和	山 田
高 辻	〃	新田川	佐 藤
久 野	久 野	木 原	最 所
吉 館	運炭係員	成 谷	〃
辻 本	缺 席	(以上十五氏)	

○申出並ニ打合せ事項

一、今日迄ハ來月ノ査定ノ申込並ニ毎日ノ配車請求ヲスルニ際シ

テハ掛値ナシテヤツテ來タ様ダガ今後ハ掛引チセメ方ガヨ
イト思ヒ互ニ今迄ノ様ナ事ヲヤツテ居テハ互ヒニ不都合ナ
事ガ發生スルハ勿論今日迄互助會ノ信用ヲ失墜セシメタ原
因デアツタノデアアル、今後ハ互ヒニ眞實ヲ持合フ事ニシヤ
ウ

一、貨車當先ノ變更振替ガ出來ル様ニナツテ居ルソウダガ未ダ
一度モ驛ノ方カラ實行シテ貰ツタ事ガナイ、我々ハ互ヒニ
申込ム事ニクダビレテシマツタ形ダ

一、沿線送り(例へバ宇ノ島送り)ヲト號車テナク炭車ヲ使用サ
シテ貰ヒタイ、現在ハセム車ノ使用禁止ノ爲送炭ガ出來ナ
イ結果ニナツテ居ル。セム車ノ廻ラヌ以上ニ他ノ車モ取レ
ヌ現狀ダカラ兎角横開キ車(ト號車)ノ配車ニハ誰モガ苦
シンテ居ル事ダラウ

一、夏吉驛ノホーム線延長並ニ渡リ線ヲ作ツテ貰ヒタイ
一、池尻四番線ノ延長並ニ本線ヲ使用シテ入替ルコトナク三番
線ト四番線トニ渡リ線ヲ作ツテ貰ヒタイ

一、田中新庄並ニ辻本、古館ノ獨立査定ヲ希望ス
一、當局ガ尙一層炭坑ノ實情ニ接シテ實情ニ適スル査定ナリ、
配車ナリナシテ貰ヒタイ、例へバ一時送炭減トナツテ居タ

叫ビト思フ

上山田線ガ確カニ悪イノダカラ筑豊全体ガ、例へバ二割減ノ
時ハ上山田線ニ限り一、五割限ト云フ様ニスベキダ

一、當先ノ變更振替ノ特例ダガA炭坑ガ休業ノ時ハB炭坑ニ貨車
ヲ廻シテ貰ヒタイ、又不得止事情ニ依リ貨車ヲ餘シタル時同
驛内ノ炭坑間ニ便宜廻シテ貰ヒタイ、炭坑間ノ了解ガ出來テ
居レバ當然ノコトニテ驛長ハ此ノ位ノ權限ヲ有シテ居テヨイ
ト思フ

一、門鐵局ハ須ラク驛長ニ融通性ヲ與ヘ驛長ノ自由裁量ニテ、驛
内ノ貨車ノヤリ繰リ出來ルヨウ希望ス

一、今滿船スルモノニ對スル振替ダガ其ノ日ノ査定一、二台追
加出來レバ滿船出帆出來ル場合ハ船ノ不足ナ今日此頃ヲ特ニ
考慮シテ他ヘノ振替ノモノヲ適宜ニ振替出來ルコトニナツテ
居ルガ未ダ實行サレテナイ

之ニ對シテハ驛長ハ勿論局自身モ善處シテ頂キタイ又、同一
炭坑内ノ内輪デノ振替ヲ變更ハ問題ナイト思フ

一、驛長ガ勿論ダガ驛内ノ當事者ガ炭坑並ニ特殊炭ニ對スル認識
ヲ充分ニシテ頂キタイ

一、横開キ車ハ炭坑ガ本土送りスルトキハ貨車ヲ貰ヘズ、鐵道納

處ニテ舊ニ復シタ場合又ハ新坑ニテ急ニ送炭増ヲ要スル場
合ハ其レニ應ジテ相當ノ事ヲシテ貰ヒタイ、サモナケレバ
豊州炭坑ノ如キハ來月ヨリハ鐵道ヘハ送炭出來ナクナル
一、上豊州坑ハ今迄木原ノ同一査定中ナリシガ今回出炭激増ノ
爲獨立査定サレタシ、同時ニ木原坑ハ先坑ガ出炭増シ
得ル爲木原坑ノ査定ハ今迄通り與ヘラレタシ。

○上嘉穂部會

三月十五日(火)猪ノ鼻坑クラブ

昭嘉炭坑 中尾、迂田 日吉 江島
漆生 寺尾、久恒 猪ノ鼻 立花、尼ヶ崎
大和 濱田、岩下 山田 福田、松尾
三上(大定) 矢上、有江 木城 武田、篠塚
上山、笹尾、高倉、榎井 吉良 (以上十六氏)

○申出並ニ打合せ事項

一、鐵道關係當局ノ炭坑ニ對スル個々ノ認識ガ足りナクハナイカ
増出炭ニ對スル輸送關係ガ出來テナイ、上山田線ハ他ノ線ニ
對シテ列車系統ガ確カニ悪イ、コンハ上嘉穂一帯ノ痛切ナル

炭ナレバ本土送りデモ何デモ横開キハ呉レルガ鐵道ハ之ニ對
シテ如何ニ考ヘ居ルヤ、今後之ニ如何ナル對策ヲ講ジテ居ル
カ

一、貨車作成ニ關スル件ダガ新形ノ不便ナ大イニ業者ハ感ツテ居
ルガ今後モ同ジカ

一、貨車不足ニ對應スルタメ新車ヲ造ル事ハ勿論ダガ配車スル場
合大炭坑ト中小炭坑トノ積込能力トヲ考慮シテ少々炭車ヲ遊
シテ置ク位造ツテハトウカ、沿線ヲ見ルト有蓋貨車ノ大分遊
ンテ居ルデハナイカ

一、貨車ニシロ、荷卸作業所ニシロ皆鐵道ノ所有物デアツテ然モ
何年モ昔ノ狀態ノ儘打捨テ置クト云フ事ハ餘リニ怠慢ダ、筑
豊ニ出炭ガ増シタトハ申シテ作業ノ叫ビハ何モ今日ニ始ツ
タモノデハナイ。

○飯塚部會

○三月十六日(水)飯塚商工會議所

幸袋炭坑 田中 加茂目尾 加茂
佐與 榎井 庄司 上田
相田 谷口、市丸 鎮西 缺席

筑前 岩山
第一山野 川原
新山野 柴田、森
(以上十氏)

○申出並ニ打合せ事項

- 一、一ツノ驛ニ入ツタ貨車ニ對シテハ其ノ驛内デノ融通位ハサシテ貰ヒタイ、相互ノ炭坑間ニ了解サエアレバ問題ノ起ルコトモナシ、又炭車テハ各荷卸場(若松トカ戸畑トカ)ノ其ノ日ノ能力ハ知り得ナイガ入ツタ貨車ニ對シテハ當然其レダケノ能力ガアルノダカラ其限度内ナレバ融通サシテ貰ヒタイ
- 一、實績ニ依ツテ査定サレテ居ル様ダガ之テハ査定ガ増ス事ガ出來ナイ、例ヘバ若松ノ如キハ常ニ制限シテ完全ニ送レナイ状態ダカラ若松送り査定ハ永久ニ増ス事ガ出來ヌ
- 一、當先ノ變更ハ請求ノトキニ申込ンテ居テ其後ニ變ツタ場合モ適宜ニ變更シテ貰ヒタイ
- 一、變更ノ出來ナイノハ或炭坑ガ必要以外ニ請求スルカラデアロウカラ今後ハ實際ニ掛引ナク請求スルカラ變更ガ出來ヌ事ハアルマイ
- 一、又變更スルニ付テハ驛長ガ恩着セガマシイ態度ヲ取ルガ客本位ニスベキデアラウト思フ

ナラヌ

○遠賀部會

三月十七日(木)中間町田代旅館

高松一、二坑	福田	岩崎	平位、中津
大隈炭坑	木戸、野中	高谷	畑江、平島
末吉	松野、川崎	新木屋瀬	安武
高江	久保田	新高江	西
山浦	香原	新手	河原、林
埴生	持尾	新山部	缺席

(以上十七氏)

○申出並ニ打合せ事項

- 一、局ト驛トノ連絡ノ敏捷ヲ缺イテ居ル様ダ、局デキマツタ事ガ驛ニハ四、五日シテモ通知ガナイ場合ガアル
- 一、査定ノ申込ガ今迄ハ各自餘リ掛引シスキルカラ確實ナ大手筋ニ貨車ヲトラレル事ニナリ貯炭ノ不均衡ヲ生ズル原因トナツタト思フ
- 一、當先振替ニ就テハ香月方面ニテハ未ダ實行シテ貰ヘナイ、又

一、貯炭高ニ付テハ大手筋對互助會ノ「パーセント」ヲ考ヘテ貰ヒタイ、貯炭ノ「パーセント」ヲ互助會内デ四マシタリ凸シタリシテ居テモ誠ニ愚策ナ事ダト思フ

- 一、送炭ニ就テモ粗悪炭ガ問題ニナル様ダガ各炭坑ノ炭種ニ付キ認識ノ足りヌ事ハナイカ、要スルニ鐵道ノ炭坑ニ對スル認識ガ足りヌコトニナル。
- 一、戸畑送り丈ハ査定ヲ決メル事ハ誤リテハハナイカ、汽船ガアツテノ送炭ダカラ戸畑ニ對シテダケハ少クトモ無査定ト云フ事ガ本當ト思フ。
- 一、或驛ノ如キハ炭坑ヨリノ申出丈ニテハ發送ヲ許サズ石炭商ヨリノ申込ガナケレバ配車セヌト云フ事モアルガ如何
- 一、山野驛ノホーム線延長ハ此ノ驛附近全体ノ炭坑ノ叫ビデアル至急ニ實現願ヒタイ、又山野驛線ノ列車引出シヲ一日三回ニシテ貰ヒタイ
- 一、日尾驛ニ横車ノ入ラヌノハ新多驛、小竹驛ガ便利ナ爲之ニ取ラレテ居ルノデハナイカ
- 一、伊岐須驛ノ件ハ炭坑ヨリモ至急何等カノ對策ヲ御願ヒスル
- 一、最近「シヤモット」燒ガ盛ンニナツテ來タガ石炭ト同一査定ヲ認メルカ如何ニ依ツテ炭坑ノ方デモ査定ノ請求ヲ考ヘネバ

振替ニ付テモ着驛ヨリ電報ガアツテ始メテ出來ル仕末ダガ往々ニシテ電報ノ取扱モサヘシテ與レナイ状態ダカラ今後ハ御注意願ヒタシ

- 一、無蓋車ハ香月線ニハ入ラナイ毎日相當ニ請求シテ居ルニ對シ月ニ二車モ入レバ良イダ
- 一、毎旬各坑ノ査定ト實績ノ「パーセント」ヲ發表シテ貰ヒタイ
- 一、石炭車ガ多ク貰ヘナイ爲ニ止ムナク政策的ニ無蓋車ヲ作ツテ居ル所ハ(坑木車ヲ集メル等)大キナ犠牲ヲ拂ツテヤツテ居ルノダカラ其處ヲ考ヘテ貰ツテ石炭車ノ査定ニ振替ヘテ貰ヒタイ
- 一、貯炭チ一掃スルニ就テハ炭坑ハ犠牲ヲ拂ツテ居ルノダカラ鐵道モ犠牲ヲ拂フノガ當然ダ、炭坑ハ貯炭ニ喰ハレテ仕舞フ状態ダ、要ハ配車ヲ増ス事ダ
- 一、木屋ノ瀬線ノ折返シ輸送ヲ早ク許可シテ貰ヒタイ
- 一、香月線ノ指定輸送ヲ多クシテ貰ヒタイ

○西川部會

三月十八日(金)○賀川驛前大成旅館

海老津炭坑 天羽、木原 別府 原田、松尾

西川一坑 進野、丸井 西川二坑 米倉、原本
 新目尾 菊池、須藤 吉田 吉田
 神田 岩野、友井 白山 植木
 森 中 榎本 江藤 缺席

○申出並ニ打合せシ事項

- 一、炭坑ヨリノ設備請願事項ニ對シテ鐵道ハドウ云フワケテ延引セネバナラヌカ、西川二坑ノ如キ微粉炭ナ雨ニ流サヌ爲ノ屋根及板敷ノ許可請願モ早ヤニ今年ニナルガ未ダ許可ガ下ラナイ、互助會テ話ヲツケテ頂キタイ、並ニポケット工事ニ關スル件モ同様ニ
- 一、刈田工場並ニ旭ガラスニ對シテ指定輸送ラシテ貰ヒタイ、横開キ車ハ免角入ラナイ
- 一、本線ノ「ダイヤ」ハ變ツタガ室木線ハ變ラレノダカラ不都合ヲ來タス、又戸畑汽船積ハ午後六時ニ入ツタノテ間ニ合ハヌ午後四時迄ニ配車シテ貰ヘヌカ
- 一、セム車ノ沿線送りナサシテ頂キタイ
- 一、振替ノ實行ハ未ダ出來テ居ラヌ、發送止ノ際外ノ商店ニモ送ラシテ貰ヘナイ計リカ積込ラダ貨車ナ一步モ動かシテ貰ヘナ

- 一、イ之ガ然全然残りノ積込ミガ出來ズ空車ヲ遊バシテ置カシケレバナラナイ手押シテモ買イカラ動かカス事ヲ許シテ貰ヒタイ
- 一、出炭獎勵ト貯炭ノ矛盾、並ニ貯炭ニ對シテハ少クトモ西川炭ノ特殊性ヲ考慮ニ入レテ貰ヒタイ(特ニ強調シテ下サイ)
- 一、不安定ナル出炭ノ炭坑ヨリ安定セル出炭ノ炭坑ノ配車ヲ優先的ニ多ク與ヘテ貰イ答ダ、現在ハホタ山ノ洗炭及多ク出タリ少ク出タリスル様ナ炭坑ニ比較的ニ多ク配車アリ、各坑査定ノ際ニ充分考慮シテ頂キタイ
- 一、汽關車送りニ對シテハ配車ガ不定ダ、吉塚送りノ如キ鳥栖管内テハドウニモナラヌ
- 一、請願事項ニ對シテハ鐵道テ費用ノ掛ルモノト掛ラヌモノト區別シテ自己(炭坑)負擔ノモノハ早ク許可シテイ、答ダ、請願ニナツタモノニ對シテ局ハ設備委員會ナルモノヲ作ツテ特ニ急ヲ要スルトカ、大事ナコトハ特別扱ヒニシテヤツタラドツカ、互助會モ大手筋モ設備ノ必要ナコトハ變ラヌ答ダ
- 一、鐵道側ハ平均輸送ヲ主張シテ居ラ配車ニ際シ平均ニ與レズニ一度ニ二分モ三日分モ呉レテ「夫レ積メヌデハナイカ是非共積ンデクン成績ガ上ランカラ」トカ云フガ何處ノ炭坑モ積込能力ハ一定シテ居ルノニ頭カラ困ラセル様ナコトナ兩三ヤルノニハ閉口ダ。

以上ガ第一回事務打合地方部會ノ經過概要デアル。

參 考

坑内衛生及負傷者救護に就て (下)

四、力業の過激と作業時

体位の不良

力業の過激なこと、作業時に身体の位置の不自なこと、健康上注意を要すること、体位の不自な作業場の暗い事と相俟つて、石炭坑夫の眼球振蕩症を起す原因となる故、可なり切端は大きい事を必要とする。然し力業の過激は優良な体格を持つ者にとつて余り心配する必要はないが睡眠不足や宿醉の時過勞に隔る惧がある。然し一般的には寧ろ作業時に緊張を欠ぐことが有害である。殊に中食後其他坑内で晝寝する者を見かけるがこの様な事は最も健康を害し、諸病を起す原因である。

五、坑内の不潔

坑内は暗いのが原則である、暗い事は如何なる場合も不潔に流れ易く、不潔は健康の大敵である、坑道や切端の不潔は皮膚病や十二脂腸虫病の原因となり、地方によつてはワイル氏病を傳播する。坑内を不潔にする第一のものは坑道糞であるが、その他馬糞、坑内鼠、油虫、蚤、坑木の腐敗等も考慮せねばならぬ。然し傳染の危険を起すものは主として人間の糞尿だ。少くとも坑内糞だけは絶対になくせねばならぬ、腸チフス及ワイル氏の患者若しくは保菌者の小便(尿)の中にはこれ等病原菌が排出されるけれ共、普通健康なれば、不潔物として有害である外、病氣を傳播す

ることではない。然るに大便(糞)の中には色々の細菌や十二脂腸虫を傳播せしめる卵などを持つてゐる。我國では十二脂腸虫病は鑛夫の間に廣く傳播してゐる爲、鑛山特有の病氣と言はれないけれ共、九州地方の炭坑で調べられた所によれば、坑内従業者と坑外従業者と比較すると、この病氣に罹つてゐる人の割合が坑内従業者に非常に多數である。

その理由は坑内脱糞が病氣を感染せしめるのである。然るに時々我が聞く所によると坑夫諸君が朝寝する爲か坑内に操り込んでから大便をする。殊に寒い時は坑外でやるより暖い坑内の方が工合がよい等と言ふ無精なども尠くないらしい。尤も坑外の共同便所が相當壞れてゐて不完全なものも尠くないが、之は事務所によく修繕して常に使用に堪へる様設備してもらはねばならぬ。いづれにせよ人間は一日一度脱糞すれば二度は減多に用事のないことだから、坑内に操込む前には是非共大便をすまされねばならぬ。坑内で本却や片磔坑道の本道に之を見かける事は稀だけれど、舊坑や目貫の處々に澤山に糞の山があつて迂濶に歩くと踏みつける。現物を踏みつけないまでも病原が坑内に廣がつてゐる

證據には坑内係員の人々が一日に履いた古足袋や古草鞋の二割五分には虫の卵がついてゐる。以前十二脂腸虫病は食物から感染するものと思はれてゐたけれども、實は皮膚から感染するものである。坑内の不健康をなくする第一の要件は坑道糞をなくすることである。

十二脂腸虫病

病氣が軽い時は胸やけ、腹張り、食慾欠損等がある丈で時としては少しも病氣らしくない事もあるが、重くなると動悸や呼吸困難があり、疲れやすく顔色は悪くなり遂には坂など昇れぬ業になる。又軽い時でも身体がどことなく弱る爲色々な病氣に對しても罹り易くなる。傳染の源は病人の大便に混つてゐる虫の卵である。この卵は二三日で幼虫となり、一週間内外で被囊的幼虫と言つて蠶の蛹の様状態になり人に感染する機會を待つてゐる。之が人の皮膚に觸れると直ちに毛穴から体内に侵入して病氣を起すのである。卵から孵化した許りの幼虫は、水氣のある方に自極分で這ひ歩く事の出来るものであり、殊に微細な虫であるか

ら、少しの水でもそれに伴はれてどこまでも流れて行くから、汚い水の溜つた場所は殊に感染の危険がある。豫防には坑内を清潔にし、脱糞をなくすると共にゴム足袋の使用は最も有効である。

以上の外にも坑内作業の衛生に就いて細なことは澤山あるが重大な點は大體述べた。要するに一言に約めれば、衛生上の施設として通氣施設、ガス或は防塵マスク、坑内便所等の設備を完全にすると共に設備を正確に使用すること及び、平生の衛生を守ることである。平生の衛生としては大陽に親しむ習慣を作り、戸外運動や畑作り等に努め、仕事の前には少量でも酒を飲まぬ事、胃腸を丈夫に持つ様心掛け猶、冷水摩擦位やつて皮膚の抵抗力を増すことが必要であるが、就中大酒を慎み夜更しをせず寝る時間には充分安眠することが大切である。

負傷者救護心得

負傷者の出來た時に、之を救護することは従業者共同の

義務である。我々は負傷者救護の方法を是非一通り心得て置かねばならぬ。こゝに負傷者救護に必要な心得を簡単に申し述べて見たい。

負傷者の出來た時には一刻も早く負傷者を醫局に運び、醫師の手當を受けさせることは最も必要なことである。けれども第一には安全に且つ苦痛のない様に運ぶ事を心掛けねばならぬ。従つて輸送の途中に危険を起させぬ様あらかじめ應急手當を加へる必要がある。然し應急手當は必要な事たけなして、不必要な手當は悉くこれを避けなければならぬ。負傷者の應急手當に就いて救護者のなすべき大切な事は次の五つである。

第一、創傷の部位及び程度を知る事及び着物の脱かせ方

創傷の部位を知らねば何事も出來ないから先づ第一に創傷の部位及其の程度を知らなければならぬ。之が爲には着物を脱がせねばならぬ場合がある。着物を脱がせるには必ず創傷のない側を先に脱がせ、次に創傷のある側を脱がせ

ねばならぬ。又創傷が大きくて脱がせにくい時には創にさはらぬ様着物を剪取るがよい。

第二、出血に注意する事

出血が多量であれば負傷者は刻々に衰弱してその爲に死亡する故直ちに止血する必要がある。出血を止めるには色々の方法があるが、腕や脚なれば創より上方二三寸の處でかたく縛るがよい、この時に創には手拭其の他不潔なものを押し込んでならぬ。又少量の出血ならば消毒ガーゼを重ねて應急繃帯をなせばよい。すべて出血する部位を高くあげるのは有効である。

第三、創傷には應急繃帯をなす事

皮の破れた創傷には應急繃帯をなすねばならぬ。この場合に創口に手拭、ボロ切等を當てがうと創は膿んで癒りか悪いだけでなく、時としてはそれが爲死ぬ場合があるから是非救急函に備へてある消毒ガーゼを使用され度い。

第四、骨折及脱臼に注意すること

骨の折れた時には肉や皮が破れて骨が突き出る事もあるが、落磐や坑車に壓し挟まれた時等皮に創のない場合がある。骨が折れ、ばその腕や脚は少しでも動かすと非常に痛むから直ちに判る。また脱臼(關節の脱れる事)すればその處はブラ／＼になるか動かなくなる。之の様な場合に無理に動かすと折れた骨は喰ひ違ひを生じたり、肉や皮に創をつけるから骨折或ひは脱臼の疑ある時は負傷者を運ぶ前に折れた骨や、外れた關節の動かぬ様にする爲、副木を當てねばならぬ。成規の副木がない場合は矢木や板切の適當なものを代用する、副木をするには一人が折れた所より上部を、他の一人先端の方を抱へて無理な動かし方をせぬ様にして第三の人が繃帯をせねばならぬ。またこの副木と腕又は脚との間には綿その他柔かきものを置くことを忘れてはならぬ。尙骨折と同時に皮や肉が破れてゐる時には副木を當てる前に創の手當をする事は勿論である。斯様に應急手當を施してやれば運搬中負傷者も苦痛が少ないのみならず途中で負傷を一層悪くする事がない。落磐などで負傷すると一緒に働いてゐる人達が負傷者を掘り出すと直ぐに「手

は動くか」「脚は立てるか」など無理に動かさせたりして負傷を重らせる場合があるが此上もない不都合な事である。

第五、假死、脳震盪その他

ガス中毒の事は一寸前に述べたが土に埋まつて窒息したり或ひは頭を打つて氣を失つたり電氣で假死したりした時に、屢々呼吸もせぬ場合がある。然し此の様な時に必ずしも死んでゐる譯でないから直ぐに通氣のよい所に運び出して、着物を緩め頭を冷して人工呼吸をする。人工呼吸は少くとも一時間位續けてやらねば効果がないものである。故に此の様な時に臺車の準備が出来て坑外に運び出す様なつたなれば救護者は臺車に乗して、運搬中も續けてこれを行ふ事を忘れてはならぬ。また氣を失ふた負傷者が嘔氣を催した際は、頭を横向きにし、吐物がよく外に出る様注意せねばならぬ。

以上の外細々した手當の仕方は澤山あるが最も大切な心得は以上の通りである。然し負傷者を生じた時に作業場にゐる人達が、ガヤ／＼その周圍に立騒ぐだけでなしに、直

ちに手分をして(一)、運搬の準備をする者(二)、負傷者の看護及應急手當をする者、(三)、醫局や坑内係員に通知して一刻も早く醫者の手當を受けられる様にする者等順序よく救護作業をなすことを忘れてはならぬ。然して臺車其の他運搬準備の出来る迄に應急手當をなし、仕度の出来次第醫師の手許に送る事が必要である。従つて應急手當に必要な救急函は作業場の近くに備へ置き、常に救急材料の不足なもの等ない様に整頓し何時にても、亦誰でも直ちに使用出来る様な仕組でなければならぬ。尙一言附け加へれば應に手當には創口を洗ふとか矢鱈に薬をつけることは禁物である。然して救急函の内容品には判りよく名前をつけ使用法の説明書を添へ置き従者には出来るだけ多數の者に應急手當の仕方及び負傷者の運び方を教へて之を度々練習させて置く事が必要である

(了)



國防科學の第一線

石炭液化

石油の重要性

世界大戦は、石油の重要性を我々に教へた。大戦當時フランスの宰相クレマンソーは「石油の一滴は、血液の一滴に價する」と云ひ、米國の前大統領フーバーは、「石油を支配するものは、世界を支配する」と云つた。此の二つの言葉は、如何に石油が重要な資源であるかを裏書きするに足る。

近代文明の第一線に立つ飛行機、自動車、軍艦、汽船等すべて、その動力は、輕量で然も發熱量の大きなガソリンに負ふてゐる。

然も今日の如く世界をあげて戦争の不安が増大し、戦争の危機が叫ばれる時代はない。世界各國の經濟は、軍需工

業を中心に再編成され、準戦時經濟體制へと進行してゐる。今や、石油の自給自足は國防上の絶對必要條件となつた。

然るに、現在の日本は、石油の年消費量三百五十萬噸の中約九割まで、外國から輸入してゐると云ふ寒心すべき状態である。かくの如く石油資源の乏しい我が國に於いては科國の力に依る人造石油の増産こそ刻下の急務中の急務である政府も最近、燃料國策を重要政策の一つに掲げて、石油の節約統制に力を注いでゐるが、更にそのみに止まらず、石炭液化に依る人造石油の積極的増産に乗り出して來た。

左に少しく今日の重要問題である石炭液化に就いて述べる。

石炭液化の三種

石油は、本來炭素と水素との化合物である。それは、炭素、七に對して水素一の割合である。此れに對して石炭は炭素、水素、酸素の三元素から成る。そして炭素十三に對して、水素一の割合である。それで何等かの方法を以て、石炭に水素を添加し、酸素を排除して、炭素と水素の割合を石油のそれに類似せしめると、石炭を石油に變ずることが出来るわけである。此れが石炭液化の根本原理である。今日石炭を原料として、石油を造るのに、三種の方法がある。それは石炭を原料とする低温乾溜法と、ベルギユス法（直接液化）と、フィッシャー法（間接液化）の三方法である。

低温乾溜法

此の方法は、石炭を五百度乃至五百五十度位で特別の爐に入れて乾溜するのである。普通瓦斯やコークスを造る場合の乾溜では、タールの量が少い。ところが低温で乾溜すると、タールの量即ち液體の成分を多量に産出する。高温

乾溜からヒントを得て、低温乾溜を考へたのは、バカーと云ふ英人である。此の發明は一九〇六年であつた。此れから約一割の石油が採れる。

此の方法は、三菱や朝鮮窒素や日鐵等がやつてゐる。ドイツでは割合早くから發達し、且獎勵されてゐる。

此の方法が餘り發達しない原因は、コークスの利用の點に關係があつた。即ち此の場合出来るコークスは、普通のコークスと違つて、半製骸炭即ち、コークライトである。これが石炭の六、七割出来る。

コークライトは、燃料用として、コークスのように優れてゐないから、相當の値段で賣るのに骨が折れる。こゝに低温乾溜法の事業としての困難がある。若しコークライトを適當に使用する手法例へば今日の石炭燃焼装置を改良して、石炭を全部乾溜し、コークライトを使用することにすれば、

此の方法によつて、多量の液體燃料が採れるわけである。然しそう簡單に行かないところに實際問題としての悩みがあるが、各國共、コークライトの利用に力を注いでゐる。ドイツでは火力發電の火力として、石炭の代りにコークライト

を使用してゐる。英國では、家庭用燃料として用ひてゐる日本でも、最近家庭用燃料としてのコークライトの使用を奨励し、その他石炭と混合して、良質コークスの製造に利用してゐる。

ベルギユス法

石炭の直接液化の方法は、一九一三年獨逸のベルギユス博士に依つて發見されたものである。

ベルギユス博士は、石炭と重油とを混合したものを四百度から四百五十度の温度で二百氣壓位の高壓下で水素を添加して液化することに成功した。

此の博士の實驗を基礎としてやり出したのが、獨逸のI・G會社である。その後いろいろ研究を重ねて、觸媒を用ひることに成功した。初め、ベルギユスのやつた時は、觸媒と云ふことを知らなかつた。此れは、石炭に水素が作用する時、觸媒があると、水素の働きとガソリンの生成がうまく行く。今日此の觸媒には、ダングステン酸、モブリンデン酸、鹽化錫が用ひられる。I・G會社は、此の方法で三十

五萬噸のガソリンを褐炭から造つて居る。

我が國に於いても國立燃料研究所、海軍燃料廠、八幡製鐵所研究室等で研究がなされてゐる。液化の實驗も成功し、滿鐵が千四百萬圓の資本金で年産ガソリン二萬噸生産の計畫を立て、着手にかゝつてゐる。

フイツシャー法

此のフイツシャー法は、合成液體燃料の製法として、今日最も有望視されてゐる。此れも獨逸人でフランク・フイツシャーの發明によるものである。彼は主として、石炭を水素及び一酸化炭素の混合瓦斯に變化して液體燃料を造ることを研究した。根氣よく研究を進めて、此れを工業化することに、成功したのである。

此の方法は要するに、石炭を完全に瓦斯化する方法である。其の瓦斯の中には約四十六%位の水素と、三〇%位の一酸化炭素、その他、二酸化炭素、炭酸ガス硫黄などが含まれてゐる。此の一酸化炭素と水素とを、一對二の割合で混合ガスを造り、それを二百度前後に加熱し、觸媒として

コバルト或はニッケルを使用する。此の反應した瓦斯を冷却すると、石油代用の液體燃料が得られる。此れから、ガソリン、重質油、パラフィン等が得られる。

此の混合ガス一立方米から大體百五十グラムのガソリンが採れる。獨逸に於いては、既に工場が建設され、年産二百萬噸のガソリンを製造してゐる。そして生産原價も普通のガソリンに匹敵すると云はれてゐる。

我が國では、今度三井が北海道で此の方法を採用して、石炭液化に乗り出さうとしてゐる。

最近のニユースは、此の研究に於いて我が國が世界第一であると報じてゐる。十年來フイツシャー法の研究に没頭してゐた帝大教授喜多工學博士は、去る六月十八日理化學研究所第三十一回學術講演會のガソリン合成法の素晴らしい研究の結果を報じた。それによると、一立方米のガスから一八〇瓦のガソリンが出来るドイツのやつてゐるフイツシャー法では一立方米のガスから一五三瓦のガソリンを得る程度である。

これで、工業化への第一歩を踏み出す自信が出来た。我

が國も、こゝに世界的水準に達したわけである。

ベルギユス法とフイツ

シャー法との優劣

ベルギユス法を採用すると、少くとも年産十萬噸位のガソリンを生産しないと經濟的に成り立たない。ところがフイツシャー法に依ると、いくら小規模でも採算がとれると云ふ特徴がある。その上、フイツシャー法は、常壓で温度は二百度位であるから非常に操業が容易である。之に反してベルギユス法は、高壓高温を使用する關係上、どうしても機械の故障が多く操業上不便である。然しガソリンの品質の點では、ベルギユス法が遙かにフイツシャー法に優る。次に經濟的見地から兩者を比べて見よう。建築費に關する三井の渡邊氏の報告に依ると、フイツシャー法は、ベルギユス法の半額の建築費を以て、同量のガソリンを生産することが出来ると云はれてゐる。そして又、或るフランス人の生産費に關する調査に依ると、同量のガソリンを生産するにフイツシャー法に依る方が約三十%だけ節約出来る

と云つてゐる

かく比較して來ると、フィッシャー法の方が經濟的で、將來有望性があるやうに思はれる。

むすび

斯くの如く、科學の力は、石油資源の不足を平和のうち
に、解決する。科學の發達しない時代に於いては、原料資

源の獲得が國防上絶対必要條件であつた。その爲には亦戦
ひも止むを得ないと考へられた。そして科學も又戰爭の爲
に利用されたことがあつた。

然るに、今日は原料資源の不足、科學の發達に依つて漸
次解決せられてゐる科學の發達が、戰爭を我々の地上から
驅逐すると考へるのも強ち夢ではなからう。

鐵鋼統制石炭山協議會

石炭山に使用する鐵鋼の配給統制機關設立の福岡鐵山監
督局管内石炭山協議會は四月十三日博多商工會議所に於て
開催せられたが委員長及び其他の諸事項決定の爲め第一回
役員會を十一日午後一時より福岡局に於て開會。各委員及
福岡局より堀局長、榎本鐵政課長が出席した。協議事項は
左の如くである。

鐵鋼統制協議會設置ノ件

一、協議會ノ目的

鐵鋼ノ計畫的配給ヲ實施スル爲商工省内ニ鐵鋼統制協議
會ヲ設置シ一定期間毎ニ鐵鋼ノ配給計畫ヲ作成セシメ其
ノ計畫ニ從ヒ鐵鋼ノ自治的統制機關ヲシテ鐵鋼ノ配給ニ

當ランム

二、協議會ノ構成

委員長 商工省鐵山局長
委員 商工省及關係各廳關係官
製鐵事業者代表

鐵鋼消費部門（土木建築業、鐵道造船、機械鐵
工業、石油業、瓦斯工業、電氣事業、鑛業）別
代表者
鐵鋼販賣機關代表

鑛業部門ノ組織化ニ關スル件

一、石炭鑛業

- (1) 石炭鑛業聯合會々員ニ付テハ同會ニ於テ割當ヲ行フ
コト
聯合會々員ニ非ザル者ニシテ配給統制ノ關係ニ於テ
之ニ加入シ得ルモノハ可及的ニ加入スルコト、シ割
當ニ付同會ト聯絡ヲ保ツコト
(2) 聯合會々員以外ノモノニ付テハ各鐵山監督局別ニ協

議會ヲ作ルコト

- (3) 協議會ハ全國的ニ聯合會ヲ作ルコト
聯絡ヲ保ツコト

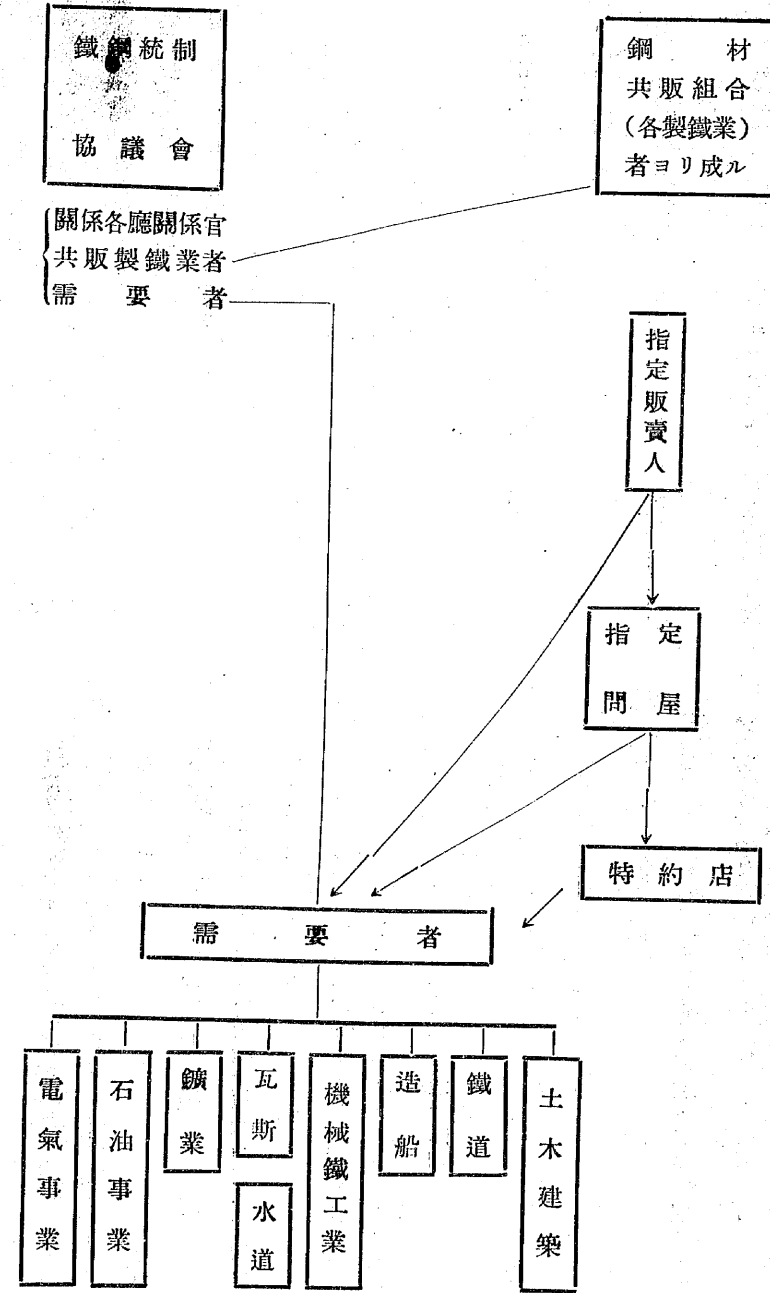
二、金屬鑛業（石炭山以外ノ非金屬鑛業ヲ含ム）

- (1) 各鐵山監督局管内別ニ大体重要鐵山以上ヲ標準ト
シテ協議會ヲ作ルコト
(2) (1)以外ノ鐵山ニ付テモ原則トシテ協議會ニ加入セシ
ムルコト、シ實狀ニ副ハザル場合ニ於テハ協議會ニ
加入セシメザルモ同會ニ於テ最等鐵山ノ需要ニ付割
當ヲ行フコト

三、石油鑛業

- (3) 割當ニ付テハ監督局ト緊密ナル聯絡ヲ保ツコト
(4) 協議會ハ全國的ニ聯合會ヲ作ルコト
石油鑛業ニ付テハ石油精製業ト關聯シ別途統制スルヲ以
テ之ヲ除クコト
而シテ石炭鑛業ニ付テハ石炭鑛業聯合會ヨリ代表者一名
金屬鑛業ニ付テハ聯合會ヨリ代表者一名ヲ鐵鋼統制協議
會委員トシテ參加セシム

鋼材ノ配給機構説明



今回配給統制ヲ受クルモノハ普通鋼材ニシテ其ノ種類左ノ如シ

大形鋼材	棒鋼	型鋼	軌條及繼目板	タイププレート	矢板	其他	中形鋼材	棒鋼	型鋼	軌條及繼目板	ユニバーサル鋼板	美裝鋼板	ブキ板	薄板	中板	厚板	繼目板	其他	小形鋼材	棒鋼	其他	軌條及繼目板	其他	筒管	外輪	帶鋼	其他
------	----	----	--------	---------	----	----	------	----	----	--------	----------	------	-----	----	----	----	-----	----	------	----	----	--------	----	----	----	----	----

福鑛管内石炭山協議會規約案

- 第一條 本會ハ鑛業ニ必要ナル鐵鋼ノ供給ノ圓滑ヲ期スル爲鐵鋼ノ配給ノ統制ヲ圖ルコトヲ目的トス
 - 第二條 本會ハ福鑛管内石炭山協議會ト稱ス
 - 第三條 本會ノ事務所ハ 市 町 番地ニ置ク
 - 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 各會員ノ事業ニ必要ナル鐵鋼ノ需要數量ノ審議決定
 - 二 各會員ニ對スル鐵鋼ノ供給數量ノ割當
 - 三 其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業
 - 第五條 本會ハ石炭鑛業聯合會所屬ノ鑛業者ヲ除キタル鑛業者ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 第六條 會員ハ會費トシテ第四條第二號ノ規定ニ依リ割當テラレタル鐵鋼ノ供給數量ニ應ジ別ニ定ムル金額ヲ納ムルモノトス
 - 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 委員長 一名
 - 委員 二十五名
- 委員長ハ本會ヲ代表シ本會ノ常務ヲ執行ス
委員ハ委員會ヲ構成ス

委員會ハ本會ノ重要ナル事項ニ關シ議決ス

委員會ノ議決ハ本規約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外全委員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第八條 委員ハ會員中ヨリ之ヲ選任ス

委員長ハ全委員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ互選ス

委員長及委員ノ任期ハ二年トス

第九條 第一號ノ需要數量ニ付テハ委員會ニ於テ三月毎ニ三月分ヲ審議決定ス

第十條 第四條第二號ノ鑛鋼ノ供給數量ノ割當ハ各會員ニ付決定セラレタル需要數量ヲ標準トシテ委員會ニ於テ之ヲ爲ス

第十一條 會員ハ第九條ノ委員會開催ノ二週間前迄ニ三月分ノ鐵鋼ノ需要數量ヲ本會ニ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ不實ノ記載ヲ爲スベカラズ

第十二條 本會ハ會員ニ對シ必要ナル資料ノ提出ヲ命スルコトヲ得

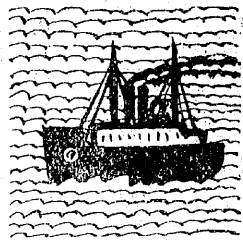
前項ノ場合ニ於テハ委員會ノ議ヲ得ルヲ要ス

第十三條 會員本會ノ事業ヲ妨ケ若ハ妨ケントスル行爲アリタルトキハ本會ハ全會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得福岡鑛山監督局ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ除名スルコトヲ得

第十四條 本會ノ解散ハ全會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得福岡鑛

山監督局ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本規約ハ全會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得福岡鑛山監督局ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ變更スルコトヲ得



石炭船運賃

口、近海

益々採算の低下を見んとする状態となつた。

遠洋市況が全面的に不振の結果として船腹の近海集中傾向は愈々顯著となり、一區の就航船は一、四四〇、〇〇〇噸台に上り、尙最近石炭出廻り減退氣配あるも、勘察加樺太方面に漸次船腹の移動ある上、各種引受蒐荷の積取りに今後相當の大船腹が消化される譯であるから引續きこの状態を辿るものと見られる。而し運賃、備船料の新標準率が發表され、これを基準にして市況も一先づ安定を見るだらうと思はれるが、どの程度迄實行性があるかは注目されてゐる。乍併、結局は船腹の需給關係が大勢を支配する重要なポイントであるから船主側は極めて自重自制を要すべきである。

ハ、石炭

出炭は最近各地共減退しつつある。これは貨車の不足による山元よりの輸送能力の低下が最大原因となつてゐて運賃市況の雲行は就航船の増加と相俟ち流石に氣配は軟

一、汽船運賃

イ、遠洋

倫敦市況は依然不味商狀を傳へ大連—歐洲廿五志半を唱へてゐる。この結果極東市場に割込まんとする外國船は近來俄かに増加し、當日入電によれば五月中、東洋フリ—となる船腹は約廿五隻に上り而も今後益々増加を氣構へられてゐるので、この外國フリー船の動き如何は本邦市場にも影響甚大であるから之が成行は極めて重大視されてゐる。従つて本邦中心の各航路は多少爲替の認可を受けて必需品蒐荷があるとしても、これは大抵定期船を以つて引受けられ而も争奪の傾向をも示すに至つた爲め

調を帯びるに至り、満船物は相當の下値で引合が行はれ小口物とは可成りの開きを示してゐる。尤も若松港の船込みは依然として緩和されず目下二十日頃迄はクレーン申込を拒絶してゐる有様であるから、早船を必要とする向は運賃の如何に拘らず適船舶物をなさねばならず唱へ運賃の區々たるは免れない。即ち小口物は若松―京濱五圓三四十錢、若松―伊勢四圓八十錢前後で満船物は完全に若松―濱五圓となつた。而して三菱の九州炭は入札後更に折衝の結果此の標準率を以て、例年の通り大同海運と巴組に於て、約二五〇、〇〇〇噸と決定し、下積との値開きは大体一圓見當となつてゐる模様であるが、北海道炭約二五〇、〇〇〇噸の引受交渉は目下折衝をつゞけられつゝあつて室蘭―京濱四圓八十錢の標準率で決定されるのではないかと豫想されてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地 今月中旬 前月同旬
 京 濱 五・三〇 五・三〇

二、帆船運賃

川崎	五・七、八〇	五・七〇
伊勢灣	四・八、九〇	四・九〇
大阪川入	三・〇〇	二・七、八〇
敦賀	四・〇〇	三・七〇
仁川	三・二〇	三・三〇

(三月十七日迄海運特報ニ據ル)

諸物價、勞銀等昨年七月以降の昂騰に因り船主筋は依然として強調なれど年度變り、天候不良關係に依る出炭の低下、季節的下向氣配を參酌して阪神三月分より八錢値下決定の通りである。

四月若松港協定運賃表

若松海運互親會
 (單位一噸ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			鹿忍	二、七〇	二、〇三
由良	三、五〇	三、六三	岡山川入	三、〇一	二、二五
大阪府			幸西	二、九〇	二、九〇
樽井	三、八〇	二、九〇	彦崎	三、〇〇	二、七〇
佐野	三、八〇	三、九〇	玉	二、九〇	二、九〇
堺	三、三三	三、四一	田ノ口	二、九〇	二、九〇
兵庫縣			玉島	二、九〇	二、九〇
尼ヶ崎	三、二七	三、二七	廣島縣		
神戸	三、二七	三、二七	福山	二、九〇	二、九〇
明石	三、三三	三、三三	福山川入	二、九〇	二、九〇
二見	二、九〇	二、九〇	尾ノ道	二、九〇	二、九〇
高砂	二、九〇	二、九〇	三原	二、九〇	二、九〇
木場	二、九〇	二、九〇	阿賀	二、九〇	二、九〇
網干	二、九〇	二、九〇	廣島川入	二、九〇	二、九〇
相生	二、九〇	二、九〇	山口縣		
岡山縣			岩國	二、九〇	二、九〇
片山	二、九〇	二、九〇	三田尻	二、九〇	二、九〇
			德島縣		
			今津川入	二、九〇	二、九〇

- 七、國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九、前各號ニ掲グルモノヲ除ク外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

三、戰時規定

イ、勞働統制

戰時に於ては大規模な兵力動員によつて多數の勤勞大衆が戰線に送られ更に近代戰の特質たる殲滅性により其更新が要求される一方軍需品の急激な需要が擡頭する結果全体戰爭遂行の爲勞働力の維持向上は何を措いても必要である。そこで國家總動員上必要あるときは是等の業務に従事せしむる爲勅令の定むる處により帝國臣民を徵用し(第四條參照)又帝國臣民、帝國法人其他の團體をして是に協力せしめ(第五條參照)又生産力の維持すると共に賃金の高低による勞働者の移動を防止する爲從業者の用人雇入、解雇、賃金、其他勞働條件に關する必要なる命令(第六條參照)尙勞働爭議或は企業家のロックアウト

ロ、貿易統制 省略

等により軍需生産、其他總動員業務の中止を防止する爲(第七條參照)必要なる處置をとる權限を政府に附與して居る從つて例へば現行法規の保護に不拘、政府は女子幼年勞働者の深夜地下勞働を遂行強化し得る譯である。

ハ、金融統制

總動員の見地から國內の資金が不急不要と認めらるゝ方向に流入することを抑制し需給の適合を圖る爲會社の設立、資本増加、社債の募集、株金拂込、利益金の處分等に對する制限(第十一條參照)資金の供給に關し金融機關(銀行、信託會社、保險會社等)に對し資金運用に對する措置、又重要な事業を營む會社中急速に其設備の改良擴張を要するものに對し積極的に資金を供給する爲社債の募集につき商法第二百條による制限を越えて社債を募集(臨時資金調整法では拂込資本の二倍)株式募集に對する商法第二百條の緩和(株式全額拂込前の資本増加など)

ニ、軍需工業統制

近代戰の遂行は其特質たる無限的消耗性によつて、軍需

資材の多量にして然も永續的な需要を繼起せしむるから

國內の軍需工業及轉換工業は宛然一の大造兵廠と化し平時計量せられた戰時需要を充足せしめねばならぬ。因つて此目的遂行の爲に鑛業權等の權利を使用又は收用される(第十三條乃至第十六條)尤も第十三條(工場、事業場に對する制限)第十四條(鑛業權等の制限)第十六條設備の新設(擴張若くは改良の制限等)に基く處分命令に因る損失は補償される以上の條項中、管理とは命令による經營を謂ひ使用とは民省國營、收用とは所有權を國家に移轉させる意味である。

ホ、産業統制

本項は生産、價格、販賣の諸統制乃至製品の検査、共同施設の利用、金融事業等を通じて自由組織の無秩序、混亂を防止し以て産業の公正なる利潤を保護し戰時國民經濟の健全なる發達に寄與せんとするにあるが同組合の設立を命ずる事を得べき事業の種類、事業の範圍又組合の設立、組織、管理及經理、監督、解散等に付規定することになつてゐる。

ヘ、言論統制 (第廿條參照)

新聞其他出版物の制限、禁止等

四、平時準備規定

- イ、職業能力調査(第廿一條) ロ、技能者養成(第廿二條)
- ハ、原料の強制貯藏(第廿三條) ニ、總動員業務計畫の設立と其演練(第廿四條) ホ、科學動員(第廿五條)

五、獎勵補償

イ、獎勵(第廿六條、第廿九條) ロ、補償(政府は戰時に於て國家總動員の爲行つた生産、修理、配給、消費其他に關する組合、物資の徵發、工場其他施設の處分、輸出入組合資金の融通、有價證券の應募引前は買入命令、設備の新設擴張、改良命令により損失を生じた場合は之を補償する。尙平時に於ける技能者養成、原料の強制ストック、試験研究勵行の爲、之により生じた損失を補償し補償金を交付する。之等補償金額の決定は總動員補償委員會に委託される)

六、監督及検査 (第三十條卅一條參照)

七、罰則 (第卅一條、第四十九條參照)

(後藤生)

雜 錄

運賃、備船料の抑制率發表

今後時宜に應じ更改

昨夏支那事變の勃發するや運賃、備船料の無謀な昂騰を抑制すべく、海運自治聯盟を中心として各海運團體これに相呼應して自主統制に乗出し、大型備船料は噸當り七圓五十錢、若松・京濱、室蘭・京濱五圓、北洋材は敷香積を標準として太平洋揚揚四百圓を標準として商談を進むることに態度決定、東京工業俱樂部に業者の參集大會の開催となつて範をあらゆる業界に垂れた譯である。

然るに其後倫敦市況は漸次軟化を重ね更に本邦を中心とする各航路も爲替管理の強化、事變に依る諸外國の邦貨ボイコット等で蒐荷著しく減少し採算は頗る悪化して勞ひ大型備船料はこれに伴ひ六圓見當をスタンダードとするに至つたが近海市況は夏場に入るやさなぎだに拂底せる船腹が

荷動きの急増に依つて著しく不足の度を深め、殆んど亂調子的な足取りを執りこれと同時に中小型備船料亦猛進せんとするに至つたので、遞信當局に於ても此儘には放棄出來ないとして長期抗戦下の時局を認識方提唱あり、仍つて海運自治聯盟に於てはこれが爲め緊急協議を遂げ船主協會の有力船主とも熟議を行つた結果、聯盟、船主協會双方から特別委員を選定前後三回に亘つて慎重審議の上、昨報の如く運賃、備船料の抑制率を決定したのでこれを五日午前十時から船主協會緊急理事會を開催、村田會長の経過報告と谷口理事より内害の説明あり異議なくこれを可決承認を見ただので、同日午後四時自治聯盟當局より次の標準率を發表された。

標準備船料率(暮通のレシプロ貨物船の六ヶ月レート)

(括弧内は市場レート)

- 八/九、〇〇〇噸型 六圓(六圓五十錢)
- 六/七、〇〇〇噸型 六圓五十錢(七圓五十錢)
- 五、〇〇〇噸型 七圓五十錢(八圓五十錢)
- 四、〇〇〇噸型 八圓二十錢(九圓)

三、〇〇〇噸型 八圓九十錢(九圓五十錢)

標準運賃率 (括弧内は市場レート)

- 若松/横濱 石炭 五圓(五圓四十錢)
- 室蘭/横濱 石炭 四圓八十錢(五圓)
- 敷香/太平洋岸 丸太 三百七十圓(四百圓)
- 南洋/内地 礦石 十圓(ジンゴンレート)を基準として)
- 北太平洋岸/内地 角材 十二弗五十仙

即ち備船料に於ては著しく抑制した事實を認められるのみならず、運賃に於ても近海市況は特に石炭に於て重壓を加へてゐることが窺はれる。尤もこの標準率を目標として業者の誠意を披瀝した譯であるが、實際の商談に於ては多少の高低は豫想に難くない所である。何れにしても之を以て市場は全く新規時直しの時期となつたので今後の具体的商談の内容は頗る注目されてゐる。

因に自治聯盟と船主協會の市場統制委員會はこれを將來に存置し、定時或は臨時に會合して時局の推移に即應して善處し以て備船料並に運賃の時宜に適する様更改することになつた。(海運持報)

昭和十三年二月

全國生計費續騰

生計費の上昇傾向は依然持續されてゐる、すなはち二月の全國生計費指數は二〇〇・八で前月の一九九・〇に比較すれば〇・九%の續騰である。

これで本年に入つて生計費は一月〇・八%、二四〇・九%と連續昂騰(昨年十二月の指數一九七・五に比すれば三・三ポイント高)したわけで、現事變下における物價情勢を反映して次第に注目すべき様相を示しつつある。

五費目別にみれば被服費の騰貴がとりわけ大きく五・七%の著騰である、いふまでもなく綿製品、羊毛製品の騰貴による衣服類の騰貴がその主要因をなしてゐる、飲食費、光熱費ともに〇・四%の騰貴を示したが、被服費の騰貴と比較すればはるかに緩慢で、文化費また〇・三%の續騰は些少なから漸次その地位を高めつゝあるものとして注目し値する。(備考—別表の數字は小數位四捨五入)

野用紙	104	104
鉛筆	126	126
玩具	125	125
授業料	105	105
交通業	102	102
電車賃	102	102
汽車賃	102	102
娛樂修養費	102	102
新聞代	100	100
雜誌代	100	100
キネマ料	100	100
全國生計費總指數	101	101
騰落百分率	103	103

(大阪朝日)

東京市生計費指數

昭和十二年七月を100とする東京市の本年三月分労働者生計費指數は106.7であつて二月の指數に比し八厘の上昇である。五大費別に見れば各費何れも上騰を示しているが、中でも被服費は前月に引続き三分三厘の著騰を示し、飲食料費、住居費及び光熱費は共に三厘の上騰、保健衛生費、修養娛樂費等を含む其他の諸費は五厘の上騰である。給料生活者生計費指數は106.0であつて二月分に比し六厘の上昇である、五大費一齊に上騰を示してゐるが労働者指數と同様被服費の上騰三分三厘が最も顯著で光熱費は三厘、飲食料費及び住居費は共に二厘、其他の諸費は四厘の上騰である。

大阪市生計費指數

大阪市の本年三月分労働者生計費指數は106.6であつて二月の指數に比し一分五厘の上昇である、五大費別に見れば各費何れも上騰を示してゐるが中にも被服費は前月に引続き五分四厘の著騰を示し、飲食料費の一分六厘之に亞ぎ住居費は四厘、光熱費は三厘、其他の諸費は二厘の上騰

三月被服費續騰す 東京、大阪生計費指數

内閣統計局發表表—三月分の東京市及び大阪生計費指數は左の通り。

一、概況

である、給料生活者生計費指數は105.9であつて二月分に比し一分四厘の上昇である。五大費何れも上騰を示してゐるが労働者指數と同様被服費の上騰五分一厘最も顯著で飲食料費の一分六厘之に亞ぎ、住居費は三厘、光熱費及び其他の諸費は共に二厘の上騰である。

二、東京市及び大阪生計費指數

(昭和十二年七月基準)

	東京市	大阪市
労働者	給料生活者	労働者
給料生活者	給料生活者	給料生活者
生計費指數	105.7	105.0
内 譯	105.0	105.6
飲食料費	104.5	103.0
住居費	101.7	101.5
光熱費	113.3	102.2
被服費	111.8	109.4
其他の諸費	108.1	100.8
前月比較騰貴割合	0.8	0.6

(中外新聞)

三月全國十三都市

小賣物價騰貴

商工省發表表—三月分十三都市小賣物價概況は左の通り。
全國平均 三月十六日現在の東京以下十三都市小賣物價指數(昭和四年十二月十六日現在の價格基準は總平均一六.九であつて前月に比較す)ると一.五%又前年三月に較べると一四.七%の何れも騰貴である、而して調査品目中百品中(支那鶏卵及び青島牛肉報告なし)騰貴せるものは品薄に因るキャベツ及び原料高に因る燐寸を始め六十五品であつて低落せるものは豊漁に因る生鮭外十六品である。

(△印低落)

本月に於ける五大分類別指數騰落割合	割合%		
分類別	三月指數	前月比較	前年同月比較
建築材料	115.0	2.5	15.8
衣料品及身廻品	113.0	3.2	16.7
雜品	113.5	3.8	12.2
食料品	112.5	1.5	14.4

品名	東京	大阪	名古屋	京都	小樽	高知	横濱	神戸	新潟	大坂	福岡	平均	都市別平均
燃料	103.4	114.0	117.0	117.0	115.7	115.6	115.5	115.0	115.1	113.9	112.9	114.7	114.7
晒木綿	126.2	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7	147.7
杉角材	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
亜鉛鍍板	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0
石炭	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
小麥粉	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
莫大小觀衣	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
内地白米(中)	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1
洋紙	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1
精製糖	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1
電燈	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十品平均	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1	113.1

都市別平均

東京	116.0	116.0
仙臺	110.0	110.0
金澤	110.0	110.0
廣島	110.0	110.0
大阪	110.0	110.0



報

石炭の國家統制
大商、獨自に建議か

大阪商工會議所では既報の如く昨四日正午より時局對策委員會を開き石炭問題に就て關係業者と懇談したが、當日の懇談會に於て石炭の増産並びに配給に對し當業者より十分な回答を得る事が出来なかつたので會議所では今後獨自の立場よりして研究を續行することとなつたが、現下の生産力擴充を必須とする情勢に鑑みこの際石炭工業に對し國家的統制を行ひ増産並びに配給の圓滑を期すべしと商工省に建議すべきであるとの意見が有力である

懇談會に當業者側よりは川勝昭和石炭支店長をはじめ三井、三菱、貝島、宗像、日滿商事の各代表、大阪石炭協會、大阪機帆船海運商組、大阪石炭水上運搬商組、大阪商船、正金、阪大工學部辻元講師等會議所側よりは片岡副會頭はじめ各時局

對策委員が出席し當業者より石炭の増産配給についての説明があつたが、當業者側では數字を一切發表せず、たと本年度の石炭供給には遺憾なきを期してゐる旨を力説した、會議所側では片岡副會頭が陣頭に立ち配給機構の缺陷を指摘し國家が適切なる方策を樹て、統制せぬ限り石炭供給の圓滑化に期し得ぬと強調三時過散會した

日鐵支配下に
嘉穂鑛業を收む

日鐵では昨年以來同社の大分炭礦と鑛區の錯綜してゐる嘉穂鑛業(會長松本健次郎、資本金三百萬圓)をその支配下に置くべく奔走してゐたが、今回右大分炭礦を三百萬圓で嘉穂鑛業に賣ると同時に同鑛業株式六萬株中過半数の三萬株を肩替り嘉穂鑛業ではこれに次いで倍額増資することとなつた

ので同鑛業では十五日臨時總會を開催その承認を求めると同時に増資前に未拂込一株五圓を徴収するが、この日鐵支配に伴ひ日鐵から新重役となるメンバーを左の如く決定、舊重役も松本會長以下松村、中野、櫻井、松本(幹)四氏はそのまゝ居残ることとなつた(括弧内は日鐵現職)

取締役、長崎榮十郎(取締役) ▲吉田健三郎(二瀬鑛業所長) ▲橋本芳雄(總務部長) ▲室木隆三郎(二瀬鑛業部長) ▲監査役、北村保太郎(經理部長)

三萬圓の石油製造
大牟田市に液化工場建設

飢饉に飢饉を重ねてゐるわが石油問題解決のため、石炭液化は各方面で企圖されてゐるが、三井鑛山では大牟田市の東洋高壓近くの敷地八萬坪に大液化工場を建設するこ

となり、六日縣に之が申請をした
その計畫による同工場は資本金三千萬
圓で年間二十四萬噸の石炭をもつて三萬
噸の石油を供給する筈で操業開始は明年
七月となつてゐる (福岡日日)

一年に三百萬噸の

石炭を消費節約

重工業、化学工業を初めとし一般産業部門
の異常な活況に伴ひ石炭の需要は激増し本
年の需要高は約五千萬噸と推定され今後需
給の調整を圖り價格の昂騰を抑制するため
には増産を積極化するに同時に一方消費節
約を圖る必要があるので商工省では石炭の
消費節約を全国的に勵行せしめる方針に決
定、五日の經濟部長會議にて右に關し指示
をなしたが、當局では安當り炭種の合理的
選擇、熱効率の増進使用の管理等の方法に
より自治的に消費節約を行はせざるべく各
地方廳の工場監督官をしてこれが指導に當ら
せることになつて居り右によつて年約二百
萬噸の石炭の節約が出来るものと期待して
ゐる

而して商工省では最近の重油消費規正に

件の上場用重油の代用として石炭又は自
家用ガスの使用を可及的に勸奨して居る
が、上記の消費節約によつて浮ぶ石炭の
中百萬噸もあれば右の重油代用としての
石炭及び自家用發生爐ガス原料の石炭供
給に足りるので、この方面に使用を向け
させることになつてゐる (日刊工業)

三菱長崎造船所へ

殺到する炭車の註文

軍需工業最高潮の波に乗つて炭業界の景氣
は今や黄金時代が現出し各炭坑共出炭量の
増加に全能力を擧げ従つて各會社、炭山で
は輸送陣強化のため炭車建造を急ぐもの續
出、三菱長崎造船所で受註した炭車は二千
臺を超え價額八十萬圓に上つてゐる、三菱
造船所ではこの殺到する註文の消化に大重
で既に三月末大平炭坑の九九〇型三百臺
を竣工引新しを了つたが更に下山田、三井
田川、目尾、塔路各炭坑より新たに註文が
殺到して未曾有の炭車建造時代の觀を呈し
てゐる、尙同造船所で現在受註してゐる炭
車は左の通りである

△高島礦業所 三六〇型一六四臺(四

月中旬竣工) △亞鉛鍍金) △茂尻炭坑 六
七〇型二〇〇臺(四月末竣工) △松尾
礦業所 五三〇型一五臺(五月中旬竣
工) △田川礦業所 臺車七臺(八月中旬
竣工) △山野礦業所 五六〇型二〇〇
臺(五月末竣工) △歌志内礦業所 五三
〇型六〇〇臺(七月末竣工) △崎戸礦
業所 三五〇型七〇臺(九月末竣工)
(亞鉛鍍金) △勝田炭坑 七〇〇型一
臺(四月中旬竣工) △亞鉛鍍金) △大夕張
炭坑 六七〇型二〇〇臺(十月末竣工)
△下山田炭坑 四九〇型一〇〇臺(八
月末竣工) △目尾炭坑 四九〇型一
〇〇臺(八月末竣工) △塔路礦業所 七
〇〇型四一〇臺(十月末竣工)
(福岡日日)

燈火管制中

着色電球で作業

燈管下の作業は炭山にまつて頗る困難で能
率低下と危険率の増加を伴ひ易いが、今回
着色電球による燈管の實驗がわが國ではじ
めて試みられ非常な成功を収めた、すなは
ち十七日中間町の高松炭坑(日本化学工業)

中鶴炭礦(大正礦業)では福岡礦山監督局中
村、真田兩技師および折尾監督員が出張して
晝夜嚴重な點檢を行ひ夕刻から燈管配電の
もこに青と紫の着色電球を使用して燈管を
實施し平常通り作業を行つたところ、各所
の作業は遅滞なく立派に進捗可能と判明、
来る二十二日から防空演習には本實驗をな
し成績によつて九州各地の全礦山に實施、
專變下の工業生産陣を護ることになつた、
福岡礦山監督局では語る

燈管下の作業がうまく運ばぬことは石炭
増産に迫られてゐる今日各礦山とも弱つ
てゐるが、この着色電球で防空の目的が
達成されるれば實に有難い、本實驗でうま
く行けば全礦山におよぼす考へだが、鐵
道、港灣でも利用したら大した貢獻だら
う (大阪朝日)

積極指導的助長へ

鑛業行政の轉換

金、石炭等重要鑛物の増産を指して産金
法、重要鑛物増産法、鑛業法の改正等矢繼
早々に法制の整備擴充をかゝつ、ある時之に
即應する鑛業行政も消極的監督の古キヅエ

ールを抜きすて、積極的指導助長への一大
轉換は迫られつ、あるが、福岡礦山監督局
榎本鑛政課長は商工省小金礦山局長の招電
により十二日東京、鑛山監督局機構改革問
題に就き打合せを終へ十九日歸朝し、左の
如く語つた

一、現在の鑛山監督局は鑛政鑛業の兩課
に分立し、事務と技術の圓滑を缺き、例
へば出願と調査労働と技術監督等の如き
系統的に之を調整し能率化するの要に迫
られてゐる之が改革案としては新しく部
制を新設し、例へば總務部、管理部とな
し之に各部長を置き、各部の下に更に各
課を從屬せしめ全體を總括する局長は之
を勅任官ならしめる案が考へられる
一、次に物資の配給消費統制に就いて
は物資調整協議會で新設されることにな
つてゐるが重要鑛物に就いてゆくは
鑛山監督局の行政分野に入れる必要があ
ると思ふ

一、現在輸送運搬機關の不足で鑛山は深
刻な打撃を蒙つてゐるが之が対策として
鐵道省では差し當つて當局管内年間七千
輛の貨車を新造する方針だそうだが鑛産

物の輸送運搬に關しても或程度監督局の
權限が擴充されるべきが急務である

一、勞働行政に就いても同様に勞務管理
待遇の改善等厚生省等からも積極的措置
を要請されてゐる

尙榎本課長は右に關する具體案を速急取總
め近く商工省に答申する筈である
(福岡日日)

十三年度石炭不足

三百四十三萬噸

大阪工業會では石炭問題に關し廿五日同所
において燃料委員會を開き十三年度需給推
算(有煙炭のみ)を左の如く發表した

一、供給豫想 十二年度供給において内地
炭を各地方別に分類し事變後の推算(最
近三ヶ月の對前年増加割合)より十三年
度も同割合に増加するものとし一方移輪
入炭は二ヶ年平均増加量により推算し
たもの (單位一千グラムトン)

内地炭 五、二七〇
移輪入炭 五、六七〇
計 一〇、九四〇
一、需要豫想 各事業別に消費量を推算し

これを集計したものを

(単位一千グラムトン)	
陸上消費(重油よりの轉換中)	四、六六
五〇〇千グラムトンを含む)	
内 船 焚 量	四、三三
移輸出外船焚量	二、一七
計	五、五〇

右によれば十三年度末貯炭高豫想(十四年三月)は差引供給不足額三、四三七千グラムトン

となる、然るに右の需要豫想額は幾分内輪に見積られて最近の炭質低下の現状に照合すれば絶対數量はさらに一割七分の増加が豫想される、これが対策につき大量消費筋五十五社より左の如き希望意見も出てあることと同委員会では四月上旬内地昭石炭、石炭聯合會、外地側撫順、滿炭、興中公司の各代表者の參集を求め対策を協議することになった、有力消費筋の希望意見左の如し

一、炭價昂騰を抑制し炭價低下の防止を要望するもの五十一社の多き上つてあるが、これが具体策としては最高價格を決定し規格制度を設けよといふものがある一、配給状態については契約量の完全なる

引渡し契約量完納まで契約期限の延長、供給者側の契約不履行に對し制裁制度の設定、北支炭および撫順炭の輸入の増加などを要望してゐる

一、さらに昭和石炭を改組強化し全國の業者を參加せしめ全國的一元統制のもとに價格の抑制、生産の擴充、配給の正確を期せしめよといふものがある

に決しその文書は改めて商工當局に陳情する由

(大阪毎日)

九州石炭鑛業

鐵鋼配給懇談

鐵鋼の自治的配給統制について九州石炭鑛業懇話會では十四日午後一時より博多商工會議所に於て協議會を開催筑豊石炭鑛業會、肥筑石炭鑛業會、三池鑛山、高島炭坑等の會員十餘名出席し懇話會員消費鐵鋼の配給統制を行ふことに決定し規約並に役員を選任したが字部鑛業會の懇話會の鐵鋼配給統制機關への加入は保留し後日更めて加入問題を審議することになった

(九日)

日鐵納入炭の引上

昭和で五圓主張

日鐵の本年度における製鐵用コークス用炭の需要は最低六百六十五萬噸(最高七百萬噸)と推定せられ内二百二十萬噸は自家所有炭により百十萬噸は開瀝炭の輸入によつてそれら(賸ふ)になつてゐるが、残り約三百四十萬噸程度は内地の昭和石炭、互助會、アットサイダーよりの供給を仰がざるを得ない實情にあるので、来る五月一日の契約年度變りを目前に控へ目下新契約成立に努めてゐる日鐵の本年度コークス用購入炭三百四十萬噸は前年に比し實に百二十萬噸の増加に當りその内昭和石炭の分擔額三百萬噸(前年比較増百八十萬噸)については過船來日鐵と昭和石炭との間に折衝が重ねられてゐるが昭和の納入炭は一等炭中のコークス用特殊炭であるに加へて鐵道省納入炭が前年に比し賸當り三圓二十錢上(昨年度下期に既に一圓九十錢引上げてゐるから實質的に五圓十錢なる)に決定した手前もあるため昭和石炭では日鐵に對し最低賸當り五圓の引上を妥當なりとの主張を固持してゐる、更に又從來日鐵と昭和石

炭との取引は新年度毎に豫め納入値段の契約をなす新年度に始まつて半年間隨時日鐵が昭和よりコークス炭を購入し年度半々年目に初めて右購入炭の値段を決定して行く方法を取つてゐたが、昭和石炭では最近の如き石炭需給不圓滑の際には、大口のものか何等の取決めなしに賣約することは到底承服し難しとの點に對して、鐵道省納入炭における契約同様豫め數量並に値段に關し一ヶ年契約の締結方を要約してゐる

之に對し日鐵側は、一ヶ年契約の點では積極的に反對しないが賸當り五圓引上は三百萬噸で實に千五百萬圓の値上となるから之を全面的に承認することは不可能な状態としてゐるの

昭和石炭と日鐵との交渉成立までには尙相當の紛糾は免れないであらう

(福岡日日)

石炭問題重大化

國家統制を叫ぶ

深刻化する石炭飢饉に對應しこれが方策の

確立を叫んで大阪商工會議所、大阪工業會政治經濟研究會等の在阪經濟團體は東京の國策研究會等とも連絡を取り一齊に起ち上る事となり、工業會は来る廿五日、國策研究會は明廿三日それぞれ燃料委員會を開催審議を開始することになった、これら諸團體は現下長期戦に對處し我國生産力の擴充を急務とする際、石炭供給の缺乏と價格の暴騰は産業界に多大の障害を來しつゝ、ある實情を指摘し、今後産業の躍進に伴ひ著しく需要の激増するに對處するため政府に對し供給の圓滑と價格の騰貴抑制並に將來に對する増産計畫について國家統制の見地より適當な方策の樹立を要望するものと見られる

一、石炭國家統制の必要

我國石炭の需要は近年各種産業發達と共に逐年増加し、益々増加の趨勢にある、石炭は國防上、産業上國家活力の源泉で將來液體燃料は石炭液化に據る外はない、而して我國石炭資源は必ずしも豊富ならず現在の如き當業者の自由統制に放任すべきでない

のは勿論重要産業統制法による統制を以てするも足れりとするを得ない、宜しく國家的見地より資源の確保調整をなす最も有効なる利用の方策を樹て、更に石炭の合理的價格と需給の圓滑を計り、生産と消費との間に常に正常關係を維持せしめればならぬ歐米各國は大戦後の經濟非常時に當り各自國情に適應したる石炭の國家統制を行つた我國も亦現下の非常時局に當り石炭の國家統制につき有効適切な対策を樹立すべきは焦眉の急務である

二、石炭自治統制の現状

我國に於ける石炭界の現状は石炭鑛業聯合會並に之と殆んど同身異面の關係にある昭和石炭會社によりて、其の生産並に販賣に對し最も強固なる統制機關が確立されてゐる、之等當業者の自治統制機關は必ずしも自家の利益のみを意圖してゐるのではないが、その統制内容に遺憾の點少なくない、これを今日我國内外の逼迫せる情勢に照し産業の根幹力をなす石炭の重要性に鑑み、國防の見地及一般産業上に於ける消費者の立場より見て、之に對する國家的指導と是正は最も緊急の要務である

三、石炭の内外地域の統制

石炭に關する統制は單に内地のみを以て足れりせず、我國内地を中心として之に朝鮮、臺灣、樺太等の外地並に緊密關係にある滿支をも相關的に併せ考へ、以て石炭供給に關する共榮依存の恒久的對策を講ずべきである (日刊工業)

鐵道省納入炭

施三圓廿錢引上

十三年度鐵道省納入炭については一日よりの新年度入を控へて過般來當局と昭和石炭會社の間に納入數量ならびに値段に關し折衝を重ねてゐたが、このほどに至り數量は一ヶ年契約として十二年度の昭和納入高二百五十萬トンより五十萬トン増の三百萬トン、値段は十二年度契約の分より三圓廿錢方引上ぐることにし新契約成立調印を了した。しかして數量の増加は經濟界の活況に基づき一般荷物運輸増に基づくものであり値段の引上げは石炭生産コスト、運賃などの昂騰によるものであるが鐵道省納入値段は一

船大口契約の標準となるものだけに今日の引上げは影響するところ相當大きい (大阪毎日)

明年度開發新坑

出炭能力一五〇萬噸

石炭聯合會では廿八日丸の内工業俱樂部に理事會並に増産委員會を開き、明年度送炭規程並に新坑開發に關し協議した結果、明年度の新坑開發は、九州北海道、常盤、宇部の各炭田を通じ廿坑を認めたと、その出炭能力は百五十萬噸に達する豫定である。なほ右數量は石炭聯合會の明年度送炭豫定三千四百萬噸中に既に織込み済みのものである (中外新聞)

藤井鑛業が

二炭坑買収

若松商工會議所會頭藤井伊藏氏經營の藤井鑛業では古河鑛業も断念して鞍手郡西川村新目尾炭坑に數百萬圓を投じ岩盤抜きを續けてゐた處昨年十二月其の目的を達し約一千萬圓を有する炭層に掘り當て三月から月

産二萬噸を生産し一躍互助會系大炭坑となつたが更に大阪財閥の經營する佐賀縣唐津の新屋敷坑(現産月産四千噸)及び長崎縣佐々村江里炭坑(月産五千噸)を日東炭業より買収一日より藤井鑛業の經營となつたがこの兩炭坑は最近の發掘になるもので藤井鑛業は現在の資本金二百萬圓を五百萬圓以上に増資して今回買収の兩炭坑及び佐賀縣の羽黒炭坑の採炭施設を完備年額五十萬噸に生産擴充の計畫がなされてゐる (九州日報)

荏苒放任されぬ

若松港の浚渫

若松港の縣管移管に依り從來若松鑛港會社が繼續施行して來た若松港内の浚渫は全く中断され、之が水深維持は當然縣においてなすべきであるが目下のところ縣には之が具體案がなく、さりして港内の浚渫は一時も放任されぬといふ状態にあり若松石炭商組合では之が對策に關し石炭商、帆船汽船、運輸業者の協議會を開催の結果、委員をあげて之が研究對策を講ずることになり爾來石炭商組合にて委員銜衝中のところ

左記諸氏が決定したので五日午後二時から炭商組合樓上に委員の初會合を行ひ委員會の名稱を若松港浚渫研究委員會と決定、近く全委員が縣に向向して港内浚渫の重大性を説き緊急に水深維持對策を具體化されるやう陳情を行ふことになつた、而して縣が豫算關係その他で浚渫不可能の場合には進入新團體或は浚渫會社を組織し港の生命たる水深の維持事業を起すことを申合せた浚渫研究委員の顔觸れは次の通り

- 石炭商側 三井物産支店長渡邊彦三、三菱同松本忠藏、山下鑛業同松原次郎、中平石炭會社々長中平竹三郎
- 汽船側 近海郵船支店長丸山博、山下汽船同吉田治三郎、大同海運同今富與平
- 海員協會土田保一
- 帆船側 互親會長兒島卯太郎、同佐藤桃藏 同小畑榮
- 組合側 筑豊鑛業會、互助會、昭和石炭、炭商組合

若松港錢復活機運に

憤慨する帆船聯盟

若松市元海岸通に本部を有し大阪以西各地

二千人の帆船々主を以て組織する日本帆船聯盟會では若松港の縣管移管により廢止された港錢を再度復活して港内浚渫の新團體を組織するといふ機運に常務理事、濱田金太郎氏外の役員は憤然色をなして四日附で赤松知事並に關係當局商工會議所に對し大要左の如き陳情書を提出し成行きを注目されてゐる

若松港水深維持の美名の下に撤廢したる港錢を再度復活徴取せんとする企てであるを聞くがこれは縣を考措いた越權行為で時代錯誤も甚だしい抑も若松港の縣管移管てふ事實は港錢徴取の非文明的行為を廢するたための英斷を以て行はれたものである若松港今日の隆盛は過去數十年間に亘る港錢收入により招來されたもので我々は築港會社と共に港の發展に相當の重壓に堪へて貢獻をなした然るに港の完成した今日帆船の荷役場乃至船溜は汽船に奪はれ不便の上もない然るに今回新たなる團體乃至浚渫會社が出現し再度港錢を徴取するとなれば我々の痛苦は更に加重さるゝこととなり經營の維持困難なるは明かでもしかかゝることが實現する

若松に液化工場

日産が全國に魁けて

國策工業獎勵の線に沿ひ既に全國に七ヶ所の人造石油工場が計畫されてゐるが日産では先づ之が第一陣を承はり福岡縣若松市二島の二萬坪を埋立、總工費二千萬圓を投じ吾國最初の人造石油製造工場を設立することとなり五日福岡縣工場課を経て商工大臣に許可申請書を提出した。許可次第直に着工、明十四年七月迄には工費七百七十萬圓を以て第一期の工場が竣工同年十月操業を開始する筈である、同工場の一年間原料炭處理能力は十萬五千噸、年産石油製造量は一萬一千七百噸とさせる計畫であるこの他三井も大牟田へ石炭液化工場を準備中で更に朝鮮産業も福岡市埴の濱へ人造石油工場新設の意圖を示してをり力強く國策工場の胎動に工業縣福岡の重要性

は一層倍加するに至つた (福岡日日)

鑛業報國號獻金

三萬二千圓突破

福岡鑛山監督局管内軍用飛行機獻金運動は大中小の鑛山を問はず異常の熱意を以て進められ四月七日現在を以て既に三萬二千百十五圓五十錢が福岡鑛山監督局に受付けられた。此の中には福岡市某工場の従業員の獻金があつた事は既報の如くであるが、特に注目すべきは、崎戸炭礦青年學校生徒が或一日全員自發的に炭礦各社宅を廻つて廢物を蒐め四十圓を獻金した事である

内 譯

千七百六圓 高田 (二月一日、三月五日)
 千二百圓 赤池 (二月二十四日)
 三千百圓 豐國 (三月一日)
 二千六圓四十九錢 平山 (三月十二日)
 一千四百八十五圓 明治 (二月二十六日)
 百五十圓 明治本社 (三月十二日)
 五百十八圓十五錢 方城
 三百九十九圓六十錢 平原有保 (三月十四日)
 三十圓 阿ノ浦 (三月二日)
 百五十圓 本添田 (三月五日)

百十三圓四十錢 西戸崎 (三月四日)
 二十圓 新高 (三月三日)
 二圓五十錢 水無 (三月二日)
 千八百五十七圓 赤池 (二回) (三月七日)
 十五圓 大嶽 (三月十四日)
 百六十九圓四十錢 杉山篠栗 (三月十五日)
 二十八圓五十二錢 今富 (〃)
 三百三十二圓九十六錢 沖宇部 (三月十六日)
 五十五圓七十五錢 生田無煙〃
 九圓七十錢 福石 (三月十七日)
 五十二圓 中國 (〃)
 五十圓六錢 土肥ノ浦 (〃)
 百七十五圓五十九錢 長門起業 (三月十八日)
 二十圓 萩嶺 (〃)
 六千四百九十三圓八十一錢 沖ノ山 (三月廿三日)
 十五圓 昭和 (三月二十四日)
 百四十六圓 中沖山 (〃)
 二百二十一圓七十六錢 中島江口 (〃)
 四十圓 崎戸 (青年學校) (三月二十八日)
 百五十五圓五十錢 新見初 (三月卅日)

五百二十一圓五十錢 雀田 (〃)
 四千七十七圓十七錢 高島 (三月三十一日)
 三十二圓二十錢 本大城 (〃)
 九十八圓三十錢 梶返 (四月二日)
 四百九圓二十八錢 旭 (四月二日)
 百二十五圓 佐々 (四月四日)
 三百圓 大伊萬里 (〃)
 百五圓 新潤野 (四月四日)
 百十三圓二十七錢 西玉子 (〃)
 百二十圓 宇部産業 (〃)
 二千七百十九圓二十三錢 早良 (四月五日)
 二千八百五圓四十三錢 忠隈 (〃)
 五十圓 上志佐 (四月七日)
 計金三萬二千百十五圓五十錢 (日本鑛業)



石炭鑛業權設定 (自昭和十三年三月下旬至昭和十三年四月月上旬)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 六三三	築上郡東吉宮村地先海面毛間村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	大岡 富太郎
山口 五三三	大津郡斐海村並ニ海面	九七、五〇〇	石田 豊彦 外一人
佐賀 三六六	杵島郡南有明村北有明村	九四、七五〇	久恒 得郎 外一人
同 三六六	西松浦郡東山代村	一八、五〇〇	同 人
福岡 六三七	京都郡斐島村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	山田 新松 外一人
同 六三六	同郡今元村斐島村並ニ海面	九四、八七三	同 人
同 六三三	同郡同村地先海面斐島村地先海面仲津村地先海面	九〇〇、〇〇〇	同 人
山口 五三五	美禰郡伊佐町大嶺村東厚保村	五七、二〇〇	同 人
佐賀 三七七	杵島郡若木村朝日村	九四、四〇〇	道 永 甚助
同 三七三	東松浦郡湊村並ニ海面	九六、〇〇〇	古賀 太助 外二人
長崎 五九四	西彼杵郡長興村	八六、五〇〇	末吉 役重 外一人
同 五九四	北高來郡小栗村江浦村	九九、五〇〇	吉居 修 外一人
沖繩 九八八	八重山郡竹富村並ニ海面	六、四二六	名古屋市中區廣小路二丁目 南海炭礦株式會社
佐賀 三三七	西松浦郡伊萬里町	九八、〇〇〇	東京市世田谷區代田町一丁目 久布白明 外一人

長崎	三三六	西彼杵郡野母村地先海面	九三、三〇〇	東京市豊島區駒込二丁目	飯野健次
山口	三三七	大津郡日置村宇津賀村	九七、〇〇〇	唐津市唐津	石田節一
福岡	三三三	山門郡三橋村大和村	九六、六〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	山門炭礦株式會社
同	三三三	筑紫郡春吉村日依村安德村	九六、五〇〇	佐世保市園田町	藤原虎一
同	三三四	遠賀町蘆屋町水卷村	九〇、〇〇〇	直方市直方	野上辰之助
同	三三五	宗像郡河東村赤間町	九〇、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡稻築村	山内嘉市
同	三三六	八女郡大淵村星野村矢部村	五二、〇〇〇	同縣八女郡中廣川村	吉岡作市
長崎	三三六	北松浦郡今福町地先海面	一〇六、〇〇〇	佐世保市比良町	草場淺市
同	三三六	南松浦郡有川町並ニ海面	九〇、〇〇〇	山口縣吉敷郡名田島村	秋本潤輔
同	三三六	北松浦郡南田平村江迎村	九八、九〇〇	佐世保市比良町	草場淺市
同	三三六	同郡紐美村並ニ海面	八三、四〇〇	直方市直方	野上辰之助
宮崎	三三二	兒湯郡上穂北村	九五、八〇〇	福岡市大名町一丁目	川原田浩司
同	三三三	同郡木城村上穂北村	九八、五〇〇		同
同	三三三	同郡穂北村	九八、〇〇〇		同
同	三三三	同	九八、七〇〇		同
同	三三三	同	九八、七〇〇		同
福岡	三三六	同郡妻町三納村	九八、七〇〇		同
同	三三六	三井郡弓削村北野町合川村山川村	九八、七〇〇	東京市小石川區高田老松町	岡商
同	三三六	宗像郡津屋崎町並ニ海面福岡町地先海面	九三、六〇〇	門司市長谷町一丁目	片山松一
同	三三〇	三池郡銀水村三池町	九八、〇〇〇	大阪市北區堂島濱通一丁目	三池炭業株式會社

同	三三三	鞍手郡西川村宗像郡吉武村	三二、五〇〇	佐賀縣西松浦郡伊萬里町	岸川徳一
佐賀	三三六	西松浦郡大川村	五〇、〇〇〇	東京麴町區丸ノ内一丁目	大日本鑛業株式會社
山口	三三二	吉敷郡西岐津村	六〇、〇〇〇	宇部市沖字部	竹中雪藏





互助會文藝

和歌

佳作

三輪則一選並添作

居ながらに世のさまざまの事なべてしる新聞ぞげにもたふとき (浅繪)

課題 新聞

つとめをば終へて歸れば文机にわれを待ちをり今日の夕す (浅繪)

天

うつりゆく世々におくれしと新聞に目をこそ通せ朝なゆふ (千草)

遠くこし温湯いづの宿のつれづれににいぶみ讀みぬ残るくまな (五城窓)

戦は長きにわたりいつしかもにいぶみの便り春となりぬる (五城窓)

地

選者追詠

つはものに召されし兄のうつしゑを見るぞうれしき今朝の新聞 (浅繪)

新聞の上に涙のこぼれけりうち死にしたる友の名を見て

人

課題 朝の花

何事の又起りけむ鈴ふりてにいぶみ配る人のはせかふ (白双)

天

朝なあさな見るぞ嬉しき家ぬしにはの櫻をわが小まどよ

(丈三)

俳句

琴月園雷鳴響選並添作

り

あさ風のさやに吹き入る窓あけて茶をのみをれば櫻ちるなり (五城窓)

人

課題 春雷。蜂の巢。初蕨。開帳。菜の花

軽々と白き胡蝶のまふがごとあしたの風に花のちりくる (浅繪)

春雷雨馬の背越さす晴れ (紫川)

佳作

はる風にかたき蕾のやぶられて朝日ににほふ庭櫻ばな (白双)

事務室の人暗きなり春雷來 (菊蘭嬢)

(白双)

こうこつと花菜見下す峠かな (全)

ほのくと明けゆく山に白雲のかゝると見しは櫻なりけり (五城窓)

熊蜂のいとなみせわし深山哉 (五城窓)

朝風もにほふ心地すわが庭の彼岸ざくらの咲きそめしより (白双)

九十九折れ菜の花畑や平和郷 (紫川)

(白双)

早蕨や家つとにせん山家かな (白双)

朝日かけ昇るまにくおく露のたまも光りて梅はな咲く (浅繪)

初雷や雲にかくれし英彦山 (杉堂)

(浅繪)

早蕨や味噌の香床し朝餉汁 (紫川)

選者追詠

朝戸くる音にも心おかれけりにはの櫻のさきの盛りは

菜の花の道つゞきけりふもと茶屋 (五城窓)

(全)

行き暮れて菜の花畑や朧月 (浅繪)

雨後の陽を受けて菜の花もゆる色
千佛や老の持ちよる出開帳
初蕨一ト本まじる嫁菜哉

佳作

味噌の香も風味あふる、蕨汁
山焼の跡にもたけし初蕨
飛行機の菜の花曇り雲を抜く
初雷に取落したるハンドバック
初雷に風情添へけり花見茶屋
初雷に子は父のそば母のそば
菜の花や見えかくれゆく傘一ツ
菜の花や果なくつゞく偏路傘
菜の花や札所巡りのつゞく傘
初雷に太郎のほうき及びけり
初雷に愛山のふあんや、しばし
二山を行手に握る初蕨
蕨狩りコタマに響く木こり歌
春雷や遠鳴りの儘暮れゆとる

(丈三) 早蕨や赤兒の握り拳しほど
(紫川) 陽受け能き山ふところや初蕨
(浅繪) 早蕨や里のお産も一と握り
菜の花や曲道つゞく偏路傘

拾内

(杉堂) 初蕨都に香ひこぼしけり
(白双) 春泥に頭もたけし菜花哉
(菊蘭嬢) 菜の花を抱く在家湯居哉
(〃) 菜の花に悪童蝶に追れけり
(紫川) 山路来て食事にかへし初蕨
(菊蘭嬢) 早蕨や夕餉調度の尼ヶ唐
(紫川) 蜂の巢を落し庭園陽のうらゝ
(浅繪) 春雷に風巻起る落花哉
(杉堂) 菜の花に陽は暮れゆとり夕茜
(菊蘭嬢) 蜂の巢や石の礫にいとみ來る
(紫川) 戦死者の遺物も飾る出開帳
(白双) 春雷や大阿蘇の空よな曇り
(菊蘭嬢) 春雷や遠鳴りの儘暮れゆとる
(浅繪)

五客

(杉堂) 早蕨や赤兒の握り拳しほど
(浅繪) 陽受け能き山ふところや初蕨
(菊蘭嬢) 早蕨や里のお産も一と握り
(全) 菜の花や曲道つゞく偏路傘
(丈三) 初蕨都に香ひこぼしけり
(紫川) 春泥に頭もたけし菜花哉
(五城窓) 菜の花を抱く在家湯居哉
(丈三) 菜の花に悪童蝶に追れけり
(五城窓) 山路来て食事にかへし初蕨
(菊蘭嬢) 早蕨や夕餉調度の尼ヶ唐
(紫川) 蜂の巢を落し庭園陽のうらゝ
(浅繪) 春雷に風巻起る落花哉
(全) 菜の花に陽は暮れゆとり夕茜
(菊蘭嬢) 蜂の巢や石の礫にいとみ來る
(全) 戦死者の遺物も飾る出開帳
(紫川) 春雷や大阿蘇の空よな曇り

川柳

琴月園雷鳴雲選並添作

黄菜花に黄白の蝶の亂舞哉
山宿に味覺そゝるや初蕨
春雷にビクリと動く猫の耳
菜の花に廻れもつれて蝶二ツ
春雷に野牛一ト聲吹返す

人

菜の花の中を流るゝ筑後川

地

そよ風に菜の花畑や黄金波

天

御開帳高祖の慈眼拜しけり

選者追詠

開帳や松吹風も法の聲
仁心や國寶佛の出開帳
菜の花や汽車を待つ間のコップ酒
菜の花や山ふところの文化村
初雷や海から晴るゝ朝の雨
春雷や雨となるべき雲一朶

課題 一月

(白双) 儘ならぬ月に村雲鼻に梅毒
(紫川) 此一戦(一錢)苦戦(九錢)の候補當選(十錢)す
(杉堂) 月給丈け亭と主は太い顔
(浅繪) むつかしい規則はすべて一がつき
(五城窓) 月給日只にこゝと妻の笑み
(白双) 月の宴笑ふ人あり泣くもあり
(浅繪) 明月を座頭の妻が口惜がり
(雷鳴雲) 同じ月石山寺は特待遇
(全) 月賦服はをつて首か廻りかね
(全) 月給が四圓あがつて四九八九
(全) 出迎の弟も靴一ツ持ち
(全) 軍費一瀉千里で通過せり
(全) 五ツ月を袖にかくして岩田帯
(曉雲) 儘ならぬ月に村雲鼻に梅毒
(白双) 此一戦(一錢)苦戦(九錢)の候補當選(十錢)す
(呑空) 月給丈け亭と主は太い顔
(亂星) 月給日只にこゝと妻の笑み
(曉雲) 月の宴笑ふ人あり泣くもあり
(浅繪) 明月を座頭の妻が口惜がり
(全) 同じ月石山寺は特待遇
(丈三) 月賦服はをつて首か廻りかね
(杉堂) 月給が四圓あがつて四九八九
(白双) 出迎の弟も靴一ツ持ち
(一雷) 軍費一瀉千里で通過せり
(呑空) 五ツ月を袖にかくして岩田帯
(一雷)



炭界日誌

三月二十日(日)晴
△長崎伊五島の石炭鑛區は嘉穂鑛業の手によつて開發されることに決定す。

△目尾炭坑に瓦斯爆發ありたると幸ひにして負傷者なし。

三月廿一日(月)雨

△燃料國策に關する衆議院各派の決議案を明日の本會議に上提することに決定す。

三月廿二日(火)小雨後曇

△若松市役所に於て鑛産税分割協議會開會。

三月廿三日(水)雨後曇

△工業クラブに於て石炭國策研究開催

△日本鑛業會社株主總會に於て七千五百万圓社債募集を附議す。

三月廿四日(木)曇後雨

△高倉炭坑瓦斯爆發一名重傷。

三月廿五日(金)曇

△大日本炭礦臨時株主總會開會。

△大阪工業會に於て燃料委員會開催。

△三井田中鑛業所に於て永年勤続従業員表彰式舉行。

△三井三池万田炭坑ガス發生翌廿六日三名死亡す。

三月廿六日(土)晴

△若松港修築工事竣工式舉行せられ本會及本社より才津原吉賀臨席す。

三月廿七日(日)雨

△本社上京委員歸社す。

△北支那開鑛鑛務局の各炭坑ストライキを決行す。

三月廿八日(月)晴

石炭聯合會理事會並に増産委員會開會。

三月廿九日(火)晴

△商工省に於て全國鑛山監督局鑛政課長會議開會。

△全滿の石炭運賃は五月一日より改正せらるべき旨本日鐵道總局より正式に發表せらる。

三月三十日(火)晴

△本社武内專務、山本、西本兩重役、風戸主事は鐵道省納炭關係にて本日東京す。

△若松商工會議所に於て若松港浚渫問題に關し荷主船主聯合協議會開催本社より才津原主席す。

三月卅一日(木)晴

△昭和石炭の鐵道省納炭十三年度分は五十万屯増屯當三圓二十錢値上げ一ヶ年契約が本日成立す。

四月一日(金)晴

△日産山田炭坑は本日より一般稼働者に一割増給した。

△明治鑛業では従業員に總花的に昇給した。

△鞍手郡木屋瀬町星野鑛業所宮ノ下炭坑主屋野皆吉氏本日本會に入會された。

四月二日(土)晴

△天津來電によれば開鑛炭坑爭議は遂に秦皇島に飛火した旨報道す。

四月三日(日)曇時々雨

△日鐵が中心となり中支に鑛山會社創立に決定した。

四月四日(月)曇

△大阪商工會議所主催石炭委員會開會。

△貝島大ノ浦三坑にて鐵棒倒れ仕練夫一名重傷後死亡。

四月五日(火)晴

△日産化學より二島に石炭液化工場設置許可申請書を提出す

△大阪工業會主催石炭問題懇談會開催。

△若松港浚渫問題委員會を午後一時より炭商組合で開會本社より才津原出席す。

△本日より三日間大阪に於て第十五回燃料協會總會開會。

四月六日(水)晴

△北支第二の重要炭田たる中興炭田を我方に接收興中公司が經營を委囑さる。

△忠隈炭坑落磐で一名即死。

四月七日(木)曇

△商工省にては本日より四日間本省に於て鑛山監督局長會議開催。

四月八日(金)晴

△三井の石炭液化工場は大牟田市に決定す。

四月九日(土)曇

△本社所属炭坑の鐵道省納入炭の値段決定す。

△本社地方部會本日より五日間開催。

△小野田炭礦創立總會開會。

四月十日(日)晴

△田川郡金田町神崎昭和第三坑事業主宇津俊吉氏本日より本會に入會す。

△宇部鑛業本山炭礦海底坑内火事を起し廿八名死傷す。

四月十一日(月)晴

△若松港浚渫問題にて委員出縣々土木部長土肥憲次郎と會見、本社より才津原出席す。

四月十二日(火)晴

△鐵道省納炭問題にて上京中の本社委員歸社す。

△福岡縣教育會館に於て九州懇話會加盟炭山を除く石炭鑛山關係協議會開會。

△忠隈炭坑落磐採炭夫一名即死す。

四月十三日(水)晴

△若松警察署に於て燃料節約の講演と映畫の會を開催。

四月十四日(木)雨後曇

△開鑛炭坑争議は勞資直接交渉に入る。

四月十五日(金)曇

△九州鑛業石炭山懇話會開會鐵鋼配給自治機關設立を決定す。

△筑豊鑛山學校石炭礦現場係員短期養成所第一期入所式舉行。

△若松の石炭小賣人組合値上發表。

△福岡鑛政課長心得池正夫氏仙臺監督局鑛政課長に榮轉。

四月十六日(土)晴

△日本鋼管が中興炭輸入再開の交渉を開始す。

△東見初炭坑豊富な炭脈を發見す。

四月十七日(日)曇小雨

△大ノ浦第六坑落磐で採炭夫一名即死。

四月十八日(月)晴

△鐵鋼の配給統制機關たる石炭山協議會第一回委員會開會

△新平和炭坑落磐で採炭夫一名即死。

△相田栗先炭坑落磐で採炭夫一名即死。

四月十九日(火)曇時々晴

△高松二坑に於て炭車の下敷となり掉取夫一名即死す。

△天道鑛業所落磐で採炭夫一名即死。

四月二十日(水)曇

△早新炭坑の明年度出炭は百八十万屯確實と報ぜらる。



互助會文藝原稿募集

△和歌

選並添作 三輪則一氏
一、 幟 五月端午に立つる幟にして鯉
幟も含むこと、御承知相成度
之は説明の要なかるべし

△俳句

選並添作 琴月園雷鳴雲先生
初心者ノ爲メニ故人ノ參考句ヲ表ス

(天) 蜃氣樓 蜃氣樓流人が霞み吸む日哉 (小刀)

(地) 夏 隣 夏待つや糸の森のよし簾 (白明)

(人) 接 穂 見たい者花紅葉なり接穂かな(嵐雪)

(植) 薊 炭から咲きそふものよ鬼薊 (蕪村)

△川柳 選並添作 琴月園雷鳴雲先生

課題 泣。 笑。

一、 締切日 五月十日 (厳守のこと)

一、 一題に付五首又は五句以内とし批評出来るよう
用紙に充分餘白をあけられたし

一、 入選作(天地人)には選者より短冊を贈られます
から住所氏名明記願ひます

右ノ通り互助會報五月號原稿募集致シマスカラ奮ッ
テ御投稿願ヒマス

互助會報編輯部

寸行知識

- 一、紙巻煙草一本に含まれてゐる、ニコチンの分量は、ほまれ八、〇觔 バット七、觔 エアシツプ六、五觔 カメリヤ
- 六觔 敷島五、五觔 朝日二、七觔 やよい二、五觔
- 酒類のアルコール含有量は、ビール三、六% 葡萄酒一〇% 清酒一、一—一五% ウイスキー五〇—五八% ブランデー四四—五五% 焼酎二五—四五%
- 一、買辦とは支那に於ける外國商人の代理業者又は仲立業者の事支那特有の中間商人を云ふ
- 一、保全會社とは大財閥が一は合法脱税に一は自己統制下の諸事業の參謀本部として創設せる同族會社の事
- 一、我國一ヶ年の電線製造高は約一億三千萬圓、電球は金屬製、炭素製、ガス入等合して三億三千五百萬圓
- 一、人體電氣測定にするライディテクター(嘘發見器)が出現將來裁判等への應用が可能とされてゐる
- 一、保護自動車とは國產獎勵の爲陸軍から購買補助千圓、維持補助四年毎五百圓を下附される國產六輪自動車の事である
- 一、機關銃の生命は發射速度の大なることで毎分四百發乃至六百發が普通で中には九百發に達するものもある
- 一、一個の懐中時計を作るには三千七百七十三回の操作を要してゐる、さすがに精巧な譯だ
- 一、懐中時計のチカ／＼と刻む音は一秒間五ツ一分間三百が正確でそれより一つ多いか少ないかすれば一日には四分四十八秒の狂ひが出る不正確な機械である
- 一、外貨動員とは國際收支のギャップを埋める爲の非常手段で邦人所有の在外資金を賣却させて支拂に充てること、我國にも近く之が到來しさうだ
- 一、帝國新議事堂に使用の鋼材と捕鯨船第二圖南丸に使用の鋼材總重量は等しく九千八百觔である

編輯後記

東洋永遠の平和確立の礎石として北支、中南支、滿洲の各地に護國の華を散つた殉忠の英靈を祀る靖國神社臨時大祭第二日の儀は、昨二十六日畏くも 天皇陛下の行幸を仰ぎ奉りいさ莊嚴に執り行はれた。前日の春雨カラリと晴れ大氣澄みわたる絶行の行幸日和にして、 天皇陛下には、臨時大祭委員長御先導、陸海兩相ヲ從て祓所に進御御手水御修祓、終つて宮司御先導兩大臣ヲ從し奉つて本殿に進御、宮司御玉串を侍從長に傳進、侍從長これを奉り陛下御拜長くもしばし御默禱、この時正に午前十時十五分にして、全國民一齊に遙拜默禱を捧ぐ、其の赫々たる勳功は永く史乘に活動して萬世不滅の好鑑たるべく、一死の光榮何物か之に如かん。

戰時体制下に開會された這般の第七十三議會は、未曾有の大豫算も無事通過し、國

家總動員法案、電力管理法案、農地法案等々政府提出の重要法案八十六件が全部通過したが、總動員法案にしても電力管理法案にしても、政民兩黨は積極的に賛成したのではない。事變下の壓力に押されて嫌々ながら賛意を表したに過ぎない。革新的新政黨樹立問題は、林内閣時代から度々論議されてゐるが、出來さうでなかつた今日、徹底的に所期の目的を達成するためには、さうしても朝野の革新的國民を總動員して、舉國一致の強力政黨を樹立し長期戦下に於ける國家總動員体制を確立すべきである。

四月號は年度代りの關係其他で、印刷所も仕事に幅狭し、文藝欄の應募原稿も遅れたので、從つて發行も遅れたので、茲に謹んでお詫びすると同時に、本月號からは文藝應募原稿は、締切日迄に必ず御投稿を御願ひして欄筆す。(四月廿七日白刃生)

互助會報・第三卷・第四號

購一冊	金參拾錢	郵稅共
半年分	金壹圓八拾錢同上	
一年分	金參圓六拾錢同上	
料	料金は前金の事	

昭和十三年四月十七日印刷納本
昭和十三年四月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人

編輯人

若松市堺町三丁目

印刷人

若松市堺町三丁目

印刷所

吉田印刷所

電話 六五二番

若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 長四七三
七〇六七
九一六
番番番

鑛山用諸機械

壓	ポ	送	ピ	ドリル	捲	コ
縮	ン	風	ツク	シヤ	揚	ー
機	プ	機	シヤ	プナ	機	ル
			プナ	ー		カ
			ー			ツ
						タ
						ー



東京丸ノ内・福岡市天神町

昭和十三年四月七日第三種郵便物便認可
昭和十三年四月十七日印刷納本

(毎月一回二十日發行)

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會